足 立 公志朗

序 本稿の課題

第1編 信託的補充指定の生成

第1章 ローマ法における補充指定と信託遺贈

(以上,神戸学院法学第43巻第3号)

第2章 遺言の復活と信託的補充指定の成立

(以上,神戸学院法学第44巻第1号)

第2編 信託的補充指定の変遷

第1章 複数階位の信託的補充指定の展開(以上,本号)

第2章 一階位限りの補充指定とその周辺

第3章 フランス革命期の動きとフランス民法典制定 むすびに代えて

第2編 信託的補充指定の変遷

本編では、14世紀から18世紀半ばまでにおける、信託的補充指定の運用とそれを巡る立法上の規制、そして、フランス革命期における信託的補充指定に関わる立法事業を検討する。本編では、Augustin [1980] に従いながら、時系列に沿って、長期間の補充指定(段階的補充指定)と短期間の補充指定(一階位限りの補充指定)を順に扱う。本編の構成は

⁽¹⁾ 本号掲載分において引用する主要な文献は末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

次の通りである。

[本編の構成]

第1章では、14世紀以降のフランスにおける、複数階位の「長期間継続する」信託的補充指定(段階的補充指定)の利用とそれに対する立法的規制を検討することにより、長期間継続する信託的補充指定の目的と、その問題点を示す。

第1編第2章で示した通り、相続人を複数世代にわたって事前に指定するという意味で、信託的補充指定は独自の相続秩序の形成手段として利用されていた。14世紀になると主に貴族が段階的補充指定を用いる。ところが、段階的補充指定の問題点が意識されると、フランス王権からの規制がかかる。本稿では規制の内容として、階位数制限と補充指定の公示の2点に焦点を当てた上で、16世紀のオルレアンの王令・ムーランの王令からダゲッソーによる1747年の補充指定王令までの諸立法を検討する。

しかし、王権による規制は実効性を有しない。当初は、成文法地域からの抵抗を受けるが、次第に、段階的補充指定の利用頻度が下がり、規制自体が空振りに終わる。段階的補充指定に代わって多用されるのは、一階位限りの補充指定である。

そこで、第2章では、主に18世紀における一階位限りの補充指定を検討する。ここにおいて、本稿で採り上げるべき補充指定の主要な類型が出そろう。実は、「一階位限りの補充指定」に寄せられる要求は多様であり、その要求に合わせて多様な類型が見受けられる。そこで、本稿ではその目的に注目し、各類型で共通する目的が、一定の財産の流出防止であったことを示す。

以上が、フランス革命期に至るまでの、信託的補充指定の変遷である。 この変遷が、フランス革命期を経た後、1804年のフランス民法典における「許容される補充指定」に結びつく。

166 (442)

第3章では、フランス革命期における信託的補充指定を巡る立法と実務の動き、そして、「許容される補充指定」が民法典に組み込まれる過程を分析する。この時期の特色は、信託的補充指定の禁止というこれまでにない事象が生じたことと、かかる禁止原則を前提にして、民法典の中に一階位限りの補充指定が取り込まれたことである。したがって、本章の分析もその点に注目して行われる。第3章では次の2点を示す。

第1に、信託的補充指定が禁止されるに至る過程とその理由を検討することによって、信託的補充指定を禁止する際に、一階位限りの補充指定に見られる財産維持機能が注目されなかったことを指摘する。逆に言うと、民法典の中に信託的補充指定を取り込む余地が、ここに生じる。第2に、1804年のフランス民法典で認められた信託的補充指定は、本人→子→孫の類型と本人→兄弟姉妹→甥姪の類型の2つ限りだが、これは、本編第2章で登場する一定の類型を基礎としている。そこで、この「許容される補充指定」は、1階位限りであるからこそ長期間の補充指定におけるような問題が生じないと考えられていたこと、そして、あえて処分権を制限するという点に有用性が認められたことを示す。

第1章 複数階位の信託的補充指定の展開(14世紀~18世紀)

第1章で検討するのは、14世紀から18世紀のトゥールーズにおける長期間の信託的補充指定(段階的補充指定)である。「段階的補充指定(substitution graduelle)」とは、信託的補充指定の一類型であって、被指定者が次の階位の被指定者のための継伝義務者となるものである。例えば、遺言者AがBを継伝義務者とした上で、Cを被指定者とした後に、Cに対してその死亡時には被指定者Dに返戻するように、さらに、Dに対してその死亡時には被指定者Eに返戻するように命じる、という要領

⁽²⁾ このフランス的制度確立の時代における法制度全般については、まず、 野田良之 [1970], pp. 263 et s. を参照。

⁽³⁾ Thévenot d'Essaule [1778], nº 340, p. 115.

である(CとDは、それぞれD、Eとの関係で継伝義務者となる)。これに関連して、「永久的補充指定(substitution perpétuelle)」の説明も加えておく。通常であれば、被指定者は遺言者の一族の中から選ばれるのであって、卑属が優先される。このとき、卑属が欠けた場合に備えて、自身の兄弟(及びその卑属)も連続して被指定者とすることがあった。このようにすると、被指定者が永久に尽きないような補充指定が成立する。このような信託的補充指定が永久的補充指定と呼ばれる。

本章は主に Augustin [1980] に従い, 段階的補充指定の運用とそれに対する立法的規制を検討する。Augustin [1980] は18世紀におけるトゥールーズを中心とするラングドックの信託的補充指定を検討するテーズであるが, 同書の第1部(「家の栄光に結びつけられた補充指定」)では14世紀以降の例も含めて検討しているため, 本稿もその方針に従う。本章の構成は次の通りである。

まず、段階的補充指定は、一定の家産を一族に留めるために便利であったため、富裕層が頻繁に用いた。そこで、第 1 節では、その利用の様子を観察する。成文法地域の無遺言相続法は、ローマ法由来であって平等志向が強かったため、信託的補充指定は独自の相続秩序を形成するために便利な道具だったのである。しかし、段階的補充指定の使用頻度が高まるに従い、その問題点も意識されるようになり、王権が規制をかけようとする。そこで、第 2 節 I では、この規制を検討し、実際はその規制も実効性を伴わなかったことを示す。第 1 節と第 2 節 I は主に、Augustin [1980] の第 1 部に依拠する。最後に、第 2 節 II では、フランス革命前の補充指定立法の集大成として、ダゲッソーの1747年王令を検

⁽⁴⁾ Augustin [1980], p. 69.

⁽⁵⁾ 王権による規制と実務との乖離(鈴木教司 [2005] の「はじめに」p. 5を参照) は、本章の論述において特に注意するべき点である。王令を検討するのみでは、信託的補充指定に関する実務を明らかにすることはできず、その問題点を把握することはできないからである。

討する。実は、この王令の実務に対する影響力も決して大きくなかったが、後のフランス革命期の立法にその跡を残すこととなる(本編第 3 章)。第 2 節 II は、Augustin [1980] の第 1 部と第 3 部(「信託的補充指定に関する規制と効果」)に依拠する。

なお、本来であれば、相続法制は土地制度と密接な関係があるため、その点に配慮した分析が求められる。とりわけ、当時の土地の多くを占めた封土に関する検討は欠かすことができない。しかし、封土の相続可能性は比較的初期に達成されている上、本稿が主に依拠する Petitjean [1975] と Augustin [1980] はかかる土地制度を捨象して検討をしているため、本稿も土地制度に関する分析は割愛して議論を続ける。

第1節 段階的補充指定の構造

本節では段階的補充指定の内容とその利用者を分けて論じる。まず、Aではその内容を論じ、段階的補充指定が、長子権や男子優位条項と結びつけて用いられていたことを示す。次に、Bでは利用者に注目し、段階的補充指定を用いたのは主に貴族の中でも特に富裕な層であったことを示す。なお、時代的に前後するが、信託的補充指定に対する規制立法が頻出した時期よりも後の例、すなわち、18世紀の例も提示する。

A. 内容

〔レヴィ一族の例〕

段階的補充指定の主な使用者は貴族層である。まずは、その典型例として、14世紀から16世紀にわたるレヴィ(Lévis)一族の例を採り上げ(8)る。いわゆる「アルビジョワ十字軍」を指揮するシモン・ド・モンフォー

⁽⁶⁾ カロリング朝初期には多く存在した自由地も,10世紀以来急速に数を減らし、逆に封土が増加している(ブロック「1995」, p. 218)。

⁽⁷⁾ マルタン [1986], nº 195, pp. 393-394 によると, 11世紀頃には, 封土 の相続性が認められていた。

神戸学院法学 第44巻第2号

ル(Simon de Montfort)の軍勢に伴ってオー・ラングドックに定住を始めたレヴィー族は、元々はパリ慣習法に服していたが、慣習法下の長子権制度では封土の分割が避けられない。そこで、1333年にフィリップ6世(Philippe VI、在位1328年~1350年)は、ミルポワ(Mirepoix)領主のジャン2世(Jean II de Lévis-Mirepoix)に対し、相続に関する成文法に従うことを認めた。これによって、遺言と補充指定を用いることにより、長子権を強化することができるようになった。つまり、財産の保存手段として、慣習法地域では同族取戻権、成文法地域では補充指定があったわけだが、意識的に信託的補充指定が選択されている。

⁽⁸⁾ Augustin [1980], pp. 70 et s. による。

^{(9) 「}アルビジョワ十字軍」は、東方に向かう十字軍とは異なり、異端排 斥という形で出現した。教皇インノケンティウス3世(在位1198年~1216年)は、トゥールーズ伯レモン6世(Raimond VI)をカタリ派の頭領とみて、フィリップ2世(Philippe II,在位1180年~1223年)に遠征を勧めたが拒否されてしまう。そこで、シモン・ド・モンフォールが指揮を執り、ラングドックへの進攻を開始したのである(福井憲彦[2001],pp.98-99)。中世南フランスにおけるカタリ派に関する詳しい研究として、渡邊昌美『異端カタリ派の研究』(岩波書店、1989年)247頁以下を参照。

⁽¹⁰⁾ シモン・ド・モンフォールは自身の征服地における相続につき, パリ 慣習法に従うべきことを定めていた (Lévy=Castaldo [2010], nº 840, p. 1201)。

⁽¹¹⁾ この点を別の面から見ると、家産の危機を招く可能性も増大することを意味する。なぜなら、遺言が存在しない場合、相続財産は、ローマ法に由来する均分相続制度に委ねられるからである(Augustin [1980], p. 70)。なお、成文法地域における無遺言相続については、L. Fabre, Les Successions Testamentaires et "ab intestat" en pays de Droit écrit, Thèse Toulouse, 1930, pp. 41 et s. を、トゥールーズ慣習法における無遺言相続については、P.-C. Timbal, «La dévolution successorale «ab intestat» dans la coutume de Toulouse», Revue historique de droit français et étranger, 1955, pp. 51 et s. を参照。但し、トゥールーズ慣習法における無遺言相続の内容とその由来については慎重な評価が必要であるが、詳細は今後の課題とする。

⁽¹²⁾ Augustin [1980], p. 110.

実際、レヴィー族は生前処分や死因処分に補充指定を多数挿入している。まずは、ジャン2世による2つの贈与である。第1は、1340年4月25日付けであり、ジャン2世の子であるジャンとロジェ・ベルナール(Roger-Bernard de Lévis-Mirepoix)が受贈者であり、相互的補充指定条項が付されている。続いて、第2は(日付不明)、ロジェ・ベルナールが婚姻をするにあたり、その夫婦財産契約の中でなされた贈与である。この贈与は、ジャン2世の財産の半分を目的財産として、男子から男子への補充指定条項が付された。

次に見られるのは、ロジェ・ベルナールの曾孫にあたるジャン 4 世 (Jean IV de Lévis-Mirepoix) の遺言(1491年11月21日)であり、卑属男子の段階的補充指定条項が付された。そして、その子ジャン 5 世(Jean V de Lévis-Mirepoix)の遺言(1530年 1 月27日)においては、卑属のための段階的補充指定条項が付され、「家並びに権利及び付属物につき、いかなる分割も支分もなされないように」との文言も見られる。

それぞれの遺言がどの財産を対象にしているのかが明らかではないため、段階的補充指定がどの程度重要な役割を果たしたかは必ずしも明らかでない。しかし、ローマ法由来の無遺言相続法とは異なる相続法秩序を形成した上で、財産を1人の子に集中させ、さらにそれを譲渡不能にすることにより、家産の安定が図られていた。これに対して、長子以外の男子や娘には、義務分等として金銭が与えられるのみであった。

[長子条項と男子優位条項]

前章で確認した通り、12世紀には既に、貴族における長子相続制が確

⁽¹³⁾ Augustin [1980], p. 70, note 4.

⁽¹⁴⁾ Augustin [1980], p. 71.

⁽¹⁵⁾ 次子以下の境遇につき,本章末尾の「(補)信託的補充指定からの控 除物 | を参照。

⁽¹⁶⁾ 以下の記述は、Augustin [1980], pp. 85 et s. による。

立していたが、16世紀以降、多くの貴族が先ほどの事例のように、信託 的補充指定を利用し、その中で、長子条項や男子優位条項を用いていた。

しかし、「長子」になるのは「年長者」であるとは限らない。機械的に長子を選ぶのではなく、家産を管理するために最も適切な者を「長子とする(faire un aîné)」。したがって、出生の順では「長子」であっても、相続人としての「長子」からは除外される場合もある。一般的には、最年長者が浪費家である場合はもちろん、不在の場合や従軍している場合も「長子」から外される。とはいえ、子が成人しているならばともかく、子が未成熟であったり、そもそも出生していなかったりするならば、その子を評価できるはずもない。そのため、実際には、複数の子の内、長男を被指定者の第一候補者に指定し、長男が不存在の場合は次男以下を出生の順番で指定し、男子が尽きた場合は、女子を指定することがほとんどであった。

ところで、女子を指定する場合は男子の場合と若干異なり、出生の順番で指定するか、女子が複数存在するならば、単独で承継させずに複数の女子の間で平等に分割させることもあった。男子の場合は、その内の

⁽¹⁷⁾ 男子を優先する段階的補充指定につき、同時代人による皮肉を1つ挙げる。モンテーニュは、「我々はこの男性の補充指定を少々重視しすぎています。そして、滑稽にも我々の名を永遠にしようといたします。」と述べている(モンテーニュ『エセー』第2巻第8章。訳は、モンテーニュ(関根秀雄訳)『モンテーニュ随想録3』(白水社、1983年)229頁を参考にした)。

⁽¹⁸⁾ Augustin [1980], p. 86. 例えば、いずれも18世紀の遺言ではあるが、トナン (Tonneins, Tourenx) のある貴族が、外国において従軍する長男には義務分相当額 (1000リーヴル) だけ与えておいて、次子に残りの財産を与える遺言を遺しており (1753年)、また、トゥールーズのある商人が、長男が長期間スペインに居住していることに鑑み、次子を相続人に指定する遺言をすることもあった (1760年)。

⁽¹⁹⁾ Augustin [1980], pp. 86-87.

⁽²⁰⁾ 詳細は不明だが、Augustin [1980], p. 87, note 5 に、該当する遺言の存在が指示されている。

一名に財産を集中させた上で、返戻の義務を負わせておけば、一族から財産が流出することはない。しかし、女子の場合は、婚姻によって財産が他家に流出する可能性がある。そこで、被指定者の候補者として女子しか存在しないのであれば、その女子に財産を均等に割り付けるのである。とはいえ、これは1つの傾向であり、女子についても長子を優先する場合もあった。

〔選定権〕

このように「長子」が機械的に定まるものでないならば、「長子とする」選定に更なる意思が介在する余地を生む。例えば、(貴族による遺言ではないが)次のような例が見られる。

「本補充指定は、私の甥の男子たる卑属のためにする段階的で永続的なものであって、長子の(primogeniture)順序が常に遵守されるように望むが、但し、その時における私の相続人たちが、選定をしなければならない者たちにしか知られない理由のために、次三子の方を好ましいとするのであれば、この限りではない。」

この例は、長子が相続人として好ましくない場合に、継伝義務者が被指 定者として次三子を選定することを認めている。このように継伝義務者 に被指定者の選定を求める例は、決して珍しくなかった。

⁽²¹⁾ 例えば、1742年7月5日付けの一侯爵の遺言が挙げられる。その中では、甥が相続人に指定され、その甥には主たる土地をその甥の長子に返戻する義務が課された。特筆すべきはその次であり、「全ての男子と全ての男性被指定者が消滅した場合には、その土地が件の甥の娘たちに帰属することを望む。長子権は男子にも女子にも遵守されるように。」と規定されている(Augustin [1980], p. 88, note 9)。

^{(22) 1739}年, カステルサラザン (Castelsarrasin) の医師による遺言である (Augustin 「1980」, p. 89, note 13)。

B. 使用者

段階的補充指定の使用者として重要なのは貴族である。聖職者に続く 第2の身分であるが、富という点では第一級であった。Aでは、貴族以 外の者がなした段階的補充指定の例も存在したが、ここでは貴族による ものに注目する。さて、「貴族」と呼ばれる階層も、その内実は決して 単純でない。例えば、「帯剣貴族」と「法服貴族」とで関心が異なるの は自明であろう。古くから存在する貴族と新興貴族とでは、考え方も異 なるであろう。しかし、明確な分析軸を設定するのは困難であるため、 以下では Augustin [1980] の定める分類に従うことにする。

Augustin [1980] の分類は、「貴族」をその家柄の古さと財産の量でもって4分割し、①古くからの大貴族、②財産の多い新興貴族、③年金貴族(新興・中小規模)、④古くからの中小貴族としている。但し、④古くからの中小貴族は段階的補充指定を用いるほどの財産を有しないため、ここで検討するのは①から③に限られる。そして、Augustin [1980] は、この①~③を改めて分割し直し、出自が古く財産の多い貴族(1~3)と新興貴族(4)を区別する。この分類には異論の余地もあるが、本稿もこの分類に依拠して議論を進める。

1. 大貴族

大貴族にとって、土地所有者であることが最も理想的な状態であった。 (26) なぜなら、資金調達手段としての商業活動は必ずしも一般的ではなく、

⁽²³⁾ その例も含めて、Augustin [1980]、p. 89 を参照。なお、継伝義務者に被指定者の選定が委ねられる場合であっても、通常は継伝義務者の複数の子から選定することが求められていた。

⁽²⁴⁾ いわゆる貴族社会には常に新しい家系が補充されつつ, 古い家系も温存された。このとき, 貧しい貴族が平民の地位に降りることはそれほどなかったため, 貴族の貧困化という問題が生じていた (ブッシュ [2005], p. 77)。

⁽²⁵⁾ Augustin [1980], pp. 111 et s. に依拠している。

土地からの収益や土地を担保とする金銭の貸借が一般的な資金調達手段だったからである。そこで、土地所有者であり続けるために、段階的補充指定が用いられた。Augustin [1980] に依拠して、一件だけ長期間の段階的補充指定の例を示そう。15世紀以降のクレルモン(Clermont)家における遺言である。まず、1404年7月18日にデオダ・ド・ギレム・ド・クレルモン(Deodat de Guilhem de Clermont)がなした遺言であり、そこで設定された家産の補充指定は、ピエール(Pierre de Guilhem de Clermont)の下で終了する。そして、そのピエールによる1535年9月26日の遺言では、やはり家産の補充指定がなされ、17世紀に入って終了する。このような補充指定は17世紀から18世紀にかけても用いられたようである。

〔目的〕

それでは、大貴族が段階的補充指定を用いた目的は何か。一つは貴族の身分を証明するという目的、もう一つは先ほど述べた資金調達という目的が挙げられている。前者は、地方三部会に貴族身分の代表者の1人として参加する場面に関わる。この場合、父系母系共に4世代続く貴族であることを証明する必要があるが、封土の長期間にわたる保有をその証明のための手段としていた。議論としては前後するが、トゥールーズのパルルマンは1566年のムーラン王令の解釈に基づき、4階位までの段

⁽²⁶⁾ 一般的に、利潤を求める行為は貴族としての地位の失墜につながり、その地位が剥奪される可能性があったとされるが(ブッシュ [2005], p. 113), 実際は商業に従事することによって、必ず貴族身分が奪われたわけではない。とりわけ、17世紀以降の王権は、貴族に商業への参加を奨励している(その概要は、森村敏己 [2004], p. 7)。さらに、「トゥールーズの高等法院では、ボルドーやエクスなどの法院と同じように容認の雰囲気が強」かった。とはいえ、商業投資に積極的な法服貴族はそれほど見られないという指摘もある(宮崎揚弘 [1994], p. 126)。

⁽²⁷⁾ Augustin [1980], p. 112.

⁽²⁸⁾ Augustin [1980], p. 114.

神戸学院法学 第44卷第2号

階的補充指定を有効と認めている(本章第2節 I.A.2.a)。そのため、 4階位までの補充指定が貴族身分の証明に貢献することとなる。

これに対して後者は、補充指定が第三者に対して突きつける深刻な問題につながる。貴族としての生活を維持するためには、多額の金銭が必要である。その使途の代表例として、軍務や社交が挙げられる。軍務のために費用がかかることは言うまでもないが、それ以上に「ぜいたく」のための費用が相当にかかった。しかし、貴族には利潤を求める行為が忌避される。基本的には地代収入に依拠しており、それで不足する分はブルジョワからの借り入れによって補うしかない。そのため、担保とするための土地を保存する必要があった。そして、まさにこの点が補充指定特有の問題を引き起こす。いわゆる隠れた補充指定の問題である。この問題は補充指定の公示の試みを検討する際に改めて述べる(第2節 I. B)。

2. パルルマンの構成員

[土地の重視]

パルルマンの構成員にとっても土地が重要な資産である。しかしながら、この類型の貴族においては、その事情は若干異なる。まず、司法官が貴族身分を取得する方法を確認する。司法官に世襲の貴族身分を与える動き自体は近世の初頭からあったが、トゥールーズにおける対応は遅

⁽²⁹⁾ 歴史的には、軍事上の義務は「すぐれて貴族たるものの義務」(ブロック [1995], p. 407) であり、免税特権の根拠であった(ブッシュ [2005], p. 115)。

⁽³⁰⁾ 騎士や聖職者,農民などとの対立概念としての「ブルジョワ」は,11 世紀には既に成立していた (ブロック [1995],p.440)。そして,信託的補充指定との関係では,信託的補充指定の公示を求める存在として後に登場することとなる。

⁽³¹⁾ Augustin, pp. 117 et s. に依拠している。

⁽³²⁾ 宮崎揚弘 [1994], pp. 75-76 に依拠している。

れていた。パルルマンの評定官(conseiller)以上の官職において世襲 の貴族身分が与えられるようになったのは、ようやく1704年10月の王宣 においてであった。この場合、世襲貴族 (noblesse graduelle) となるた めには、評定官以上の官職において父子2代が在職のまま死亡するか、 父子がそれぞれの官職に20年勤続することが求められた。

したがって、パルルマンの構成員は官職の保存を重視する。なぜなら、 官職によって自身の身分が支えられ、しかも、官職自体が収入の源泉で もあったからである。実際、段階的補充指定によって官職を保存する例 も指摘されている。しかし、実際に重要な財産は(郊外の)土地であっ た。官職よりも土地が重視された理由として、次の2点が挙げられる。 第1に、官職は不動産とみなされるとはいえ価格が下がること、第2に、 現在の官職よりも上位の官職を購入するために、官職はいつでも処分可 能な状態で保存することが望まれたこと,である。これに対して、土地 と土地からもたらされる収益こそが一族の安定性をもたらすと考えられ たため、家産の保存という観点からは、土地が官職よりも重要視されて いた。

「補充指定の例〕

それでは、16世紀から18世紀にかけての土地の補充指定を挙げる。ま

⁽³³⁾ 但し、18世紀のトゥールーズにおいて、パルルマンに就任する多数の 司法官は就任前に貴族身分を取得していたことが指摘されている(宮崎揚 弘 [1994], p. 75)。

⁽³⁴⁾ Augustin [1980], p. 118.

⁽³⁵⁾ Augustin [1980], p. 119, トゥールーズのパルルマンにおける官職は、 パリほどではないにしても比較的高額だった(Augustin [1980], p. 118)。 しかし、王権が歳入増を狙って官職を大量に創設すると、その取引価格は 常に下落する危険性に晒されていた。

⁽³⁶⁾ Augustin [1980], p. 121.

⁽³⁷⁾ Augustin [1980], pp. 119-120 に依拠している。但し、同書では、遺 産全体の中で土地がどの程度重要な地位を占めているかは明示されていな

ず、1532年7月31日、ピエール・ド・ポティエ(Pierre de Potier)がなした遺言における補充指定である。この補充指定では男子が優先され、男子がいない場合は娘から生まれた男子を相続人に補充指定している。次の例が、1679年7月21日、ジャン・ジョルジュ・デュ・コレ(Jean-Georges du Caulet)の遺言による補充指定と、1680年3月5日、フランソワ・ド・ベルティエ(François de Bertier)の遺言による補充指定であり、4代までの男子のためにする段階的補充指定である。この4代という数字は、後述する1566年のムーランの王令を受けたトゥールーズのパルルマンの取扱いに基づいているものと思われる。続いて、18世紀に入り、1746年3月17日、ジャン・フランソワ・ド・トゥルニエ(Jean-François de Tournier)の遺言による補充指定があり、ここでは各相続人(継伝義務者)に選定権が付与されている。そして、1747年の王令が成立する直前期の1747年5月20日、ガブリエル・ボナヴァンテュル・ドゥジャ(Gabriel-Bonaventure Doujat)の遺言による補充指定があり、これは男子のための段階的永久的補充指定と称されている。

3. その他の官職を有する貴族

2に付随して問題となるのが、パルルマン以外の官職を有する貴族― 行政・財務・軍務に関する官職を有している貴族―、及び、1 や 2 には 含まれないが定期金収入のある貴族である。既に検討した類型に属する

い。とはいえ、トゥールーズの法服貴族一般につき、その資産に占める土地(主に市外の所領)の割合は大きく(宮崎揚弘 [1994]、p. 170—同所では、1775年から90年までにパルルマンに在職した19家の資産の比率が示され、官職を含む動産の方が多いのは 2 家、動産と不動産の比率が等しいのが 1 家に止まり、それ以外では不動産の方が多いことが指摘される)、遺産において土地が支配的であることが想定される。

⁽³⁸⁾ Augustin, pp. 121 et s. に依拠している。

⁽³⁹⁾ フランス官職保有者層一般につき,家産は主に土地・官職・定期金の 三要素から構成されていた(千葉治男 [1956], p. 12)。

者ほど富裕ではないため、段階的補充指定の数もそれほど多くないが、 (40) トゥールーズにとって重要な一族が登場する。

まず、1715年 5 月10日、ジョフロワ・デラク(Geoffrov d'Airac)の遺 言による段階的永久的補充指定である。この者は、トゥールーズの北方 のシューラック (Cieurac) 男爵である。次に、1713年9月9日、シル ヴェストル・ド・ブリュエル (Silvestre de Bruelh) の遺言による. 家 名と家紋 (armes) の保持を負担とする段階的補充指定がある。そして、 フィリップ・ルイ・ド・モン・デュゼ (Philippe-Louis de Mont d'Uzès) がその妻と共に、1684年7月6日の夫婦財産契約により、4代の補充指 定に義務づけられていたところ、両者が1707年8月12日、1741年7月17 日にその補充指定をそれぞれ更新したという事例が見られる。最後に挙 げるのは、ジャン・ド・ビュイソン (Jean de Buisson) とカトリーヌ・ ペトロニーユ・ド・リケ (Catherine-Pétronille de Riquet) が, 1760年 8月11日の夫婦財産契約でもって設定した補充指定であり、新婦カトリー ヌの父が新郎を「いかなる名義であれ、本家において存在しうる全ての 補充指定」に指名している。カトリーヌの曾祖父は、ピエール・ポール・ ド・リケ (Pierre-Paul de Riquet) であり、有名なラングドック運河を 完成させた人物である。

⁽⁴⁰⁾ Augustin [1980], pp. 121-122.

⁽⁴¹⁾ この遺言は Augustin [1980], pp. 104-105 においても紹介されている。

⁽⁴²⁾ 信託的補充指定をなす際、家名と家紋の承継が負担として課されることもあった。家名や家紋も世襲の対象となるが、子が女性である場合、自身の家名と家紋が途絶えてしまう可能性がある。そのような場合に備えて、信託的補充指定が用いられた。本文のシルヴェストル・ド・ブリュエルはその一例である。彼は自身の長女(ヴァランス侯と婚姻)を相続人に指定し、相続財産をその娘の末子に返戻させると共に、その末子がブリュエルの家名と家紋を用いるように義務づけた。相続人たる娘の長子はヴァランス侯の家名と家紋を承継するため、シルヴェストルは娘の末子に家名と家紋の承継者としての地位を託したのである。以上は、Augustin [1980]、pp. 103-104 による。

神戸学院法学 第44巻第2号

4. 新興貴族

「新興貴族」というカテゴリーの設定自体に問題はあるが、ここでは、血統貴族(noblesse de race)に属するまでの貴族 4代に満たない貴族を指す。血統貴族になると、平民出身者という痕跡が消える。平民が貴族になるためには、貴族身分を伴う官職を得ることと、授爵状(lettres d'anoblissement)を得ること、そして、封土の取得といった方法がある。例えば、先ほど登場した、ピエール・ポール・ド・リケは、ラングドック運河を完成させた功績により、封土を下賜され、血統貴族となってい (49) る。

それでは、新興貴族のなした補充指定の例を挙げる。最初に挙げるのは、ラングドック州の総代表者(syndic général)であるジャン・ド・ボワイエ(Jean de Boyer)である。その尊属(詳しい続柄は不明)が1645年に市参事職を得て爵位を取得し、ある領主地の一部を購入していた。その後、ジャンは、1688年にその残部を購入し、1716年1月28日の

⁽⁴³⁾ 家系の説明として, Aubert de La Chesnaye Des Bois [1778], pp. 125-127 を参照。なお, ラングドック運河については, 宮崎揚弘 [1994], pp. 14-15 を参照。

⁽⁴⁴⁾ Augustin [1980], pp. 122 et s. に依拠している。

⁽⁴⁵⁾ Augustin [1980], p. 122 に依拠した分類である。

⁽⁴⁶⁾ ブッシュ [2005], p. 97.

⁽⁴⁷⁾ 宮崎揚弘 [1994], pp. 76-78 に簡潔な説明がある。

⁽⁴⁸⁾ トゥールーズでは市参事職 (capitoul) を得ることによって地方貴族 になるのが最も簡単な方法だったようである (宮崎揚弘 [1994], p. 77; 宮崎揚弘 [2009], p. 49)。もし, 更なる社会的上昇を望むのであれば, パルルマンの構成員を目指すこととなる。

⁽⁴⁹⁾ Aubert de La Chesnaye Des Bois [1778], p. 125. この時期のトゥールーズにおけるブルジョワの家族の様子については, Wolff [1942] と, この論文を引用する有地亨 [1966], pp. 227 et s. が詳しく, その中では, 信託的補充指定を用いて, 土地の相続人から女子を排除する相続慣行についても触れられている (Wolff, op. cit., pp. 56-57)。

⁽⁵⁰⁾ Augustin [1980], p. 124 に依拠する。

遺言で、4階位まで続く男子のための補充指定を設定する。このとき、(51) ジャンは、当地の「盾士(écuyer)」と名乗っている。次に挙げる例は、エティエンヌ・ド・フィニエル(Etienne de Finiels)である。この者は、市参事職に就いて爵位を受け、トゥールーズの上座裁判所(présidial)の第一部長、税額査定官(contrôleur)、3年任期の塩税検査官(visiteur triennal des gabelles)といった官職に就き、ボンルポとグドゥルヴィルの領主である。1738年3月17日の遺言において、ボンルポの土地を段階的永久的補充指定に服させている。また、日時は明らかではないが、トゥールーズ郊外の小作農ジャン・ガブリエル・ギィ(Jean-Gabriel Guy)が、市参事職を得た後、3階位の補充指定をなしている。

挙げられた例はわずかであるが、新興貴族も土地の信託的補充指定を重視していたことが指摘されている。その理由として、まず、既に挙げた類型の貴族にも共通して指摘できることだが、土地が富として高い信頼性を有していたことが挙げられる。次に、新興貴族特有の事情である。新興貴族は古くからの貴族の行動様式に学び、段階的補充指定を用いて家産の保持を図ったが、それは単に憧れに止まるものではない。新興貴族は旧来の貴族から軽く評価される傾向があった。しかも、新興貴族は、官職によって貴族身分を取得しても平民身分出身であることを消去することができなかった。そこで、過去の身分を消去し、血統貴族になるための方法が探られる。その方法こそが土地の継続保有であった。つまり、

⁽⁵²⁾ Augustin [1980], p. 123.

⁽⁵³⁾ ブッシュ [2005], p. 97.

⁽⁵⁴⁾ 元々, 平民は購入した封土を一定期間保持することで貴族の地位を手に入れることができた。その期間は地域によって異なるが, 例えば, ブル

神戸学院法学 第44巻第2号

長期間の土地保有により、血統貴族の地位を取得し、しかも、その土地 からの収益によって生活を維持することを狙ったのである。

このように、土地を保存するために長期間の段階的補充指定が用いられたが、段階的補充指定を用いるということは、一定の財産を長期間一族に繋ぎ止めておくということであって、一族の重要財産が長期間にわたり処分不能になるということでもある。当然かかる事態は多くの問題を生じさせ、それ故に、段階的補充指定の規制が試みられる。節を改めてその内容を検討する。

第2節 信託的補充指定の規制

信託的補充指定の問題点は、対象財産の処分不能の状態が長期間に及ぶ上、処分不能の状態が外観上明らかでないことから生ずる。この処分不能状態のせいで、対象財産に対する利害関係者が不利益を被ったり、紛争に巻き込まれたりする。そこで、2つの方面から信託的補充指定に規制がかけられた。一方は、信託的補充指定の期間制限(階位数制限)という観点から、もう一方は、信託的補充指定の公示という観点からである。

そこで、本節では、まずIにおいて、大法官ダゲッソーの手による 1747年の王令よりも前の規制を紹介し、その規制が功を奏しなかったこ

ゴーニュでは3世代、ノルマンディーでは40年間、ブルターニュでは100年間であったと指摘される。もちろん、その効果は血統貴族としての資格の取得である(ブッシュ [2005]、p.96)。かかる取扱いは、1579年のブロワの王令によって打ち切られるのだが、それ以後も、封土を購入した上で一定期間「貴族風に生活する」ことを続ければ、貴族としての地位を獲得することができ、しかも、平民身分出身であることを消去することもできた。この獲得方法は「詐称による貴族位の獲得」と呼ばれており、3或いは4世代にわたり貴族としての十分な資格があることが求められた(マルタン [1986]、n° 477、p.954;ブッシュ [2005]、p.100)。

とを示す。次に II において、ダゲッソーによる1747年の補充指定王令を検討する。この王令は第3章で検討するフランス民法典制定における「許容される補充指定」にも重大な影響力を持つこととなる。

I. ダゲッソー王令以前

Aでは信託的補充指定の階位数に対する規制立法を検討し、Bでは信託的補充指定の公示に関する立法を検討する。

(56) **A.** 階位数

信託的補充指定の階位数の規制立法を検討する前提として,まず,1.aにおいて,既に検討した新勅法集成159号を改めて検討する。その検討を踏まえて,1.bにおいて,長期間の信託的補充指定による問題点を指摘し,2において,王権による規制立法を検討する。

1. 王令による規制登場前の諸問題

a. 議論の前提の確認—新勅法集成159号

長期間の補充指定により、財産が長期間にわたって処分不能になることが問題視されるようになると、新勅法集成159号を信託的補充指定にも適用しようとする見解が登場する。既に検討した通り、新勅法集成159号は譲渡禁止に関する法文なのだが、それを段階的補充指定に拡張する可能性が探られたのである。

[学説の議論]

まず、フィリップス・デキウス (Philippus Decius)、ヤーソン・デ・マイノ (Jason de Mayno) は補充指定に基づく家族外への処分禁止も含

⁽⁵⁵⁾ 信託的補充指定に関する王権による規制とそれに対する地方からの反抗については、Caillemer [1904], pp. 1081 et s. も参照。

⁽⁵⁶⁾ 全体を通じて, Augustin [1980], pp. 72 et s. に依拠している。

神戸学院法学 第44巻第2号

め、広くその適用を肯定した。しかし、その2人よりも前に、バルドゥス・デ・ウバルディス(Baldus de Ubaldis)は、長期間の補充指定に対する制約を認めず、永久的補充指定を擁護する立場をとり、長くその立場が受け継がれる。このバルドゥスの見解は、バルトルス・デ・サクソフェルラート(Bartolus de Saxoferrato)が既に主張するところであっ(58) た。バルトルスは次のような区別をしている。

- ①遺言人が子に対して名指しで譲渡禁止を命じた場合,譲渡禁止は その子に対してのみ有効である。
- ②対象財産が永遠に一族内に止まり遺言人の名との分離が禁じられた場合、その譲渡禁止は、遺言人から4代を超えてはならない。
- (57) バルトルスに関する説明として,佐々木有司「中世イタリアにおける普通法 (ius commune) の研究 (1) ―バルトールス・デ・サクソフェルラートを中心として―」法学協会雑誌84巻1号14頁以下 (1967年),勝田有恒他 [2008], pp. 27 et s. (森征一執筆)を参照。
- (58) 以下の説明は, Lokin [1999], pp. 141-142, ロキン [2006], p. 547 に 依拠する。
- (59) バルトルスの次の文章に基づく。

「しかし、もし、遺言人が、自身の財産が永久にその者の卑属に渡ることを望み、子または相続人に譲渡を禁止したならばどうか。或いは、その禁止が4世代を超えて拡張された場合はどうか。ヤコブス・デ・ベッラペルティカは、「然り」と述べた。つまり、永久にわたるということである。……しかし、家族の名においてであれば別である。」 Sed quero quid si testator prohibuit liberos vel heredes alienare volens suas res ad suos descendentes perpetuo peruenire an ista prohibilio extendatur vltra quartam generationem. Iacob. de bel. dicit quod sic etiam in infinitum . . . Sed aliud est in nomine familie.

(Bartolus de Saxoferrato, *In autenticorum libros commentaria*, Lyon, 1538, p. 96)

なお、本文中「①子に名指しで譲渡を禁じた場合」を示す文は特に見当たらないが(Lokin [1999]、pp. 141-142、ロキン [2006]、p. 547 にも引用されていない)、これは新勅法集成159号の決定の冒頭に記されている文である(第1編第1章第2節 B.1.b)。

③子やその相続人に対し、その財産が手元に残るようにするために 明示的に譲渡を禁止した場合、4代を超えてもその譲渡禁止は有効 である。

もちろん,その後も,永久的補充指定に対して制約を課そうとする学者が存在した。しかし,同時代に活躍したジャック・キュジャス(Jacques Cujas)とフランソワ・オトマン(François Hotman)は,処分者の意思を重視し,処分者が永久的補充指定を望んでいるのであれば,その通りの効力を認めようとした。したがって,両者は新勅法集成159号の適用範囲を狭めようとする。そもそも,新勅法集成159号はある具体的な紛争に対する1つの判断であった。そこで,両者は,同号の規範が妥当する射程を同号が問題とする事案に絞り込み,譲渡が禁止された後,当初の相続人を含めて4代目の相続人が未成熟者の場合に限ることにしたのである。

特にキュジャスは、「この新勅法に関するかかる要約は、〔本件以外の〕

⁽⁶⁰⁾ キュジャスに関する説明として, 勝田有恒他 [2008], pp. 99 et s. (西村隆誉志執筆)を参照。

⁽⁶¹⁾ 註釈に忠実に従う伝統的なバルトルス派のアプローチ(「イタリア学風」)に対して、彼らのアプローチはテクストそのものに立ち返る人文主義的方法であった。この方法は、フランスにおいて開花し発展したものであるため、「フランス学風(mos gallicus)」と呼ばれる。フランスにおける人文主義法学の開始は、アルチャートがブールジュに招かれた時(1519年)をもって始まるとすることが多い。以上につき、山口俊夫 [1976]、pp. 185-186、勝田有恒他 [2004]、p. 203(村上裕執筆)、スタイン [2003]、pp. 98 et s. を参照。フランス人文主義法学については、大木雅夫「フランス人文主義法学の夜明け」北村一郎編『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年)193頁以下が重要である。さらに、アルチャートの補充指定に対する見解を示すものとして、カバラル=田中実 [1999]、pp. 416 et s. を参照。

⁽⁶²⁾ 例えば、キュジャスであれば、J. Cujas, Novellarum constitutionum imp. Justiniani expositio, nov. 159 (in I. Cuiacii, ic. praestantissimi Operum priorum quae de iure fecit, tomus secundus, Lutetiae Parisiorum, 1658) に詳細な議論が展開されている。

神戸学院法学 第44巻第2号

全ての種類に対して容易に拡張されるべきではない。(quae est summa huius Nouellae non temere extendenda ad omnes species.)」と述べて、新勅法集成159号を一般的に適用することに異議を挟む。そして、「確かに、終わりなき補充指定をなすことが認められるように、とするのが法である。(nam ius ita est, vt liceat in infinitum substituere.)」と指摘し、さらには、トリボニアーヌスが本法文を起草する際、金銭を受け取っていたため、同号の正当性に疑問があると述べている。

このような議論を経て、16世紀の学説においては、新勅法集成159号を段階的補充指定に適用することについて否定的な見解が多数を占めるようになった。

[現実の紛争―その事案]

しかし、現実の紛争は一層複雑な様相を呈していた。その一端を、1つの事件に基づいて示す。トゥールーズにおける事案ではないが、ローマ法が問題とされる事案であり、新勅法集成159号が問題となっている。1397年10月、エティエンヌ(ステファン)・ド・モンフォーコン(Étienne de Montfaucon) は次の内容の遺言を遺した。

⁽⁶³⁾ キュジャスは,新勅法集成のギリシア語写本が再発見されて以来,本 法文に初めて解説を施したとされている(Lokin [1999], p. 142)。

⁽⁶⁴⁾ Cujas, op. cit., p. 577.

⁽⁶⁵⁾ キュジャスは、「そして、この新勅法は、トリボニアーヌスが起草したとハルメノプルスが述べる法文の中に数えられるもののようであるが、トリボニアーヌスは、不分明で疑わしいことに、金銭で買収されていた(Et videtur haec Nouella ex earum numero esse, quas Harmenopulus Tribonianum composuisse narrat, obscure et ambigue pecunia corruptum)」と述べる(Cujas, op. cit., p. 577)。但し、現在では、トリボニアーヌスが本法文に関与することは考えられないと指摘されている(Lokin [1999]、p. 142)。本勅法の成立が555年であるのに対し、トリボニアーヌスがこの世を去ったのは547年であって、時間的な隔たりがあるからである。

⁽⁶⁶⁾ Augustin [1980], p. 74.

⁽⁶⁷⁾ ロキン [2006], p. 538. なお, この事件を分析するにあたり, 固有名

- ①自身の所領(そのほとんどがブルゴーニュに所在)の全てを息子 ヘンリーに潰す。
- ②ヘンリーがエティエンヌよりも先に死亡するならば、エティエンヌの4人の孫娘(ヘンリーの娘)が相続する。
- ③孫娘たちの相続人が、上記の所領を、生前処分することも死因処 分することも禁止する。
- ④ひとつの血統が断絶した場合には、上記の所領は、断絶した血統 に最も近い他の系列の子孫に帰属する。

明示されていないが、この処分は信託的補充指定である。この遺言が作成された後、エティエンヌよりもわずかに前にヘンリーが亡くなり、エティエンヌの死亡により、その4人の孫娘が相続人となった(上記条項の②より)。ここで問題となるのは、上記の4人の孫娘の内の2人(ヘンリエッテとジャンヌ)である。2人の子孫はその後も継続していたのだが、ジャンヌの血統は1544年にルネ・ド・シャロン(René de Chalon)が死亡することにより断絶する。このとき、エティエンヌの遺言に従うならば、遺産の所領はヘンリエッテの子孫に帰属することになるが、ルネは生前に遺言をなしており、その遺言において、ルネは、自身が子なくして死亡した場合には従兄弟のナッサウ家のウィリアム(ウィレム1世、ウィレム寡黙公、オラニエ公)を単独相続人とする旨規定していた。そして、その条件が成就したため、ウィリアムは上記の所領を含むルネの遺産を取得したのである。そこで、ヘンリエッテの子孫であるウルリッヒ・フォン・ヴュルテンベルグは、ブルゴーニュの所領を管轄するドール(Dôle)のパルルマンにおいて訴訟を提起し、上記の所領

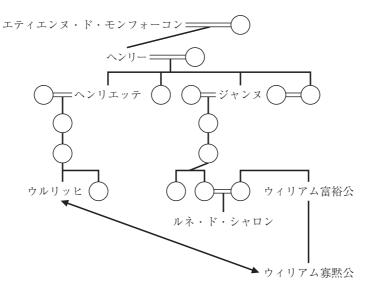
詞の表記は原則として同論文に従う。

⁽⁶⁸⁾ ロキン [2006], p. 538 も, この遺言の内容を「家系内信託遺贈」と述べている。

⁽⁶⁹⁾ この相続を通じて、ウィリアムはネーデルラントの所領とオラニエ公 国を承継し、オラニエ公ウィレム1世となる。このように、本件はオラン ダ史にとって重要な事件であった。

神戸学院法学 第44卷第2号

を取り戻そうとした。なお、当事者の関係図は次の通りである。



さて、この紛争は100年以上続く訴訟の後、1666年にウィリアム勝訴の判断が示され、ヴュルテンベルグ家による異議申立も1685年に却下された。その理由は明らかでないが、ここではその背後の議論が重要である。ロキン [2006] に依拠して、その内容を説明する。

「新勅法集成159号に関する論点〕

ウィリアムから所領を取り戻そうとするウルリッヒにとって、新勅法 集成159号が1つの障害であった。当時の通説的見解から考えれば、新

⁽⁷⁰⁾ なお, ウルリッヒは, エティエンヌの遺言における譲渡禁止条項を根拠に, 既に譲渡された他の所領についても取戻しを試みている (ロキン [2006], p. 539)。

⁽⁷¹⁾ この当時は、判断に至る理由を示さないのが一般的であったと指摘されている(ロキン [2006], p. 550)。

⁽⁷²⁾ 遺言相続に関する事件は、ローマ法によって判断されると指摘されて いる (ロキン [2006], p. 539)。

勅法集成159号は信託的補充指定には適用されない。ウルリッヒの叔父 が創設したチュービンゲン大学法学部の見解も通説に従っていた。した がって、通説に従うならば、ルネが何階位目であるかを問わず、件の遺 言を根拠にして所領を取り戻すことができる。ところが、ウルリッヒが. 人文主義法学者ボニファキウス・アマーバッハに法律鑑定書を依頼した ところ、アマーバッハは、チュービンゲン大学法学部の見解を検討した 結果、逆に新勅法集成159号を適用するべきとの見解に達したのである。 つまり、当時の見解も決して一致しておらず、議論の余地があった。す ると、ルネにも件の遺言の効力が及ぶかどうかが改めて問われる。しか も、新勅法集成159号に言うところの「4階位」を誰から起算するか。 という点についても争いが生じた。一方で、チュービンゲン大学法学部 は、譲渡が禁止された最初の者を第1階位とする見解を表明した。本件 ではジャンヌの娘が第1階位となるため、ルネは第4階位となる。これ に対して、アマーバッハは、最初の相続人を第1階位とした。本件では ジャンヌが第1階位となり、ルネは第5階位となる。したがって、アマー バッハの見解を採用するならば、ルネには遺言の効力は及ばないことに なる。

既述の通り、この事件においては、ウルリッヒの請求が退けられたのであるが、その理由はアマーバッハの見解と大きく異ならないであろう。むしろ、ここでは、新勅法集成159号の適用範囲やその内容に対する理解が必ずしも一致しておらず、紛争に結びついていたことを確認しておきたい。しかし、長期間の段階的補充指定に関する問題は、このようなものに止まらなかった。

⁽⁷³⁾ ロキン [2006], p. 548.

⁽⁷⁴⁾ ロキン [2006], pp. 548-549.

⁽⁷⁵⁾ ロキン [2006], p. 550.

b. 問題点の内容

信託的補充指定の問題として、対象財産が長期間処分不能となり、しかも、ある財産が補充指定の目的になっているか否かが明らかでない、という点が挙げられる。一見すると、広い土地を有しているため裕福そうに見えたとしても、その土地が信託的補充指定の目的物であるならば、所有者はその財産を売りに出すこともできなければ、債権者によって差し押さえられることもない。つまり、「隠れた補充指定」は「隠れた差押不能財産」を生み出すのである。当然、隠れた補充指定はブルジョワの非難の対象になるわけだが、この問題はむしろ公示に関わるため(B)、ここではこれ以上論じずに、別の観点から2つの問題を採り上げる。

[継伝義務者の不利益]

1つめは、処分不能状態が長期間続くことにより、他ならぬ継伝義務者が不利益を受けるという点である。それは、次のような事情である。「隠れた補充指定」による債権者詐害が問題となる一方で、通常の債務者であれば返済をしようとする。弁済には現金(或いは、処分可能な財産)が必要である。しかし、継伝義務者所有の財産のほとんどが信託的補充指定の対象財産である場合、継伝義務者は弁済のための原資を改めて用意しなければならない。処分可能な財産を調達するべき場面は、債務弁済の場合に限られない。例えば、娘のための嫁資、相続財産を与えられなかった兄弟のための義務分、対象財産の維持費用などが挙げられ(78)る。対象財産の維持費用が調達できない場合の問題は深刻であり、一定の財産を一族に縛り付けた結果、皮肉にもその財産が荒廃してしまう場

⁽⁷⁶⁾ 実際, 隠れた信託的補充指定の問題点につき, Augustin [1980], p. 72 も債権者詐害の問題を中心に論じている。

⁽⁷⁷⁾ 女性が婚姻をする際, 両親から相続財産の先渡しとして嫁資を受け取り, 持参金とするのが通例であった (ルブラン [2001], p. 95)。

⁽⁷⁸⁾ Augustin [1980], p. 113.

合すら存在した。つまり、財産の維持を目的としているにも拘わらず、 財産の改良が妨げられる可能性があったのである。

[紛争の巣窟]

2つめの問題点は、上記の問題点が現実の紛争となった場合に露呈する。例えば、信託的補充指定の効力を断ち切るための法的根拠として、今のところ本稿では新勅法集成159号しか有していない。しかし、同勅法の適用範囲には限りがあり、「それを受け入れることのできる臣民が存在する限りにおいて」適用されていたにすぎない。仮に同号が適用されるとしても、aで検討した通り、同号の解釈には揺れが存在した。その上、信託的補充指定に関わる紛争解決には、法律家による恣意が入り込む余地があった。パルルマンの構成員は、信託的補充指定によって家産を維持するという利益を得ているからである。信託的補充指定は、紛争の巣窟であると指摘されていたが、以上がその内容の一部であろうと思われる。次に検討する信託的補充指定の規制立法の背景にはこのような問題が控えていたのである。

2. 王令による規制

1561年のオルレアンの王令と1566年のムーランの王令が時期的に先行する上、特に重要な立法であるので、これを最初に検討する。

a. オルレアンの王令とムーランの王令

[オルレアンの王令]

⁽⁷⁹⁾ その実例も含めて、Augustin [1980], pp. 444-445 を参照。

⁽⁸⁰⁾ Furgole [1767], p. 177.

⁽⁸¹⁾ Augustin [1980], p. 74.

⁽⁸²⁾ 信託的補充指定との関係で、この両王令を検討した近時の文献として、 石綿はる美 [2014-2], pp. 572-573 を参照。

神戸学院法学 第44巻第2号

信託的補充指定の期間制限に関する最初の主要王令は、1561年1月のオルレアンの王令(ordonnance d'Orléans)である。問題となる条文は、その第59条である。

第59条 (Isambert, tome 14, p. 80)

「また、補充指定に関する多くの訴訟の根源を絶つために、遺言によるにせよ、最後の意思または生存者間の命令によるにせよ、夫婦財産契約によるにせよ、或いは他のいかなる方法によるにせよ、相続人指定及び最初の処分の後、2階位(degrez)の補充指定を超えて、将来においてなされる補充指定につき、全ての判事は、これにいかなる考慮をなすことも禁ずる。

本条の文言は「補充指定」となっているが、実質的には信託的補充指 (85) 定について規定している。したがって、信託的補充指定に基づく拘束の

(84) シャルル9世の下で生まれた本王令と後に採り上げるムーランの王令は、16世紀の改革王令の中でも重要な地位を占める。改革王令の全体像については、マルタン「1986」、nº 273、pp. 522-523 を参照。

「オルレアン」と「ムーラン」はフランスの地名である。宗教対立等で不穏な空気が漂い,三部会や名士会といった中世的な代表制度が国政に大きな影響力を持つ中,若きフランソワ2世(François II)はオルレアンにおいて三部会を開催する。このオルレアンの三部会に基づいて発せられたのがオルレアンの王令である。但し,当のフランソワ2世は1560年12月に死亡したため,オルレアンの王令はその後を襲ったシャルル9世(Charles IX)による。

その後,シャルル9世は母后カトリーヌ・ド・メディシス (Catherine de Médicis) との大巡幸に赴く (1564年~1566年)。ムーランはその大巡幸における滞在地であり,ムーランの王令はその地で制定されている。以上の内容は, Chénon [1929], pp. 421 et s. を主に参照し,福井憲彦 [2001], pp. 148-149 で補った。

⁽⁸³⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 463.

⁽⁸⁵⁾ Ricard [1713], p. 421.

有効性は、最初の継伝義務者を除いて2階位まで認められる。これを模 (87) 式的に表すと次の通りである。

A (遺言者) \rightarrow P (最初の被指定相続人) \rightarrow Q(1) \rightarrow R(2) (Rの下で、財産は自由になる)

[ムーランの王令]

オルレアンの王令が示した階位数制限は、トゥールーズにおいては重大な制約となる。しかし、条文からも明らかな通り、オルレアンの王令では「将来の補充指定」が対象とされたにすぎない。そこで、それ以前の補充指定に対する規制が続く。それが、1566年2月に登場するムーランの王令(ordonnance de Moulins)である。補充指定に関係するのは第57条である。

⁽⁸⁶⁾ 過去には、本条に新勅法集成159号の影響はなかったとする見解もあった (Viollet [1905], p. 940, note 6)。しかし、近時の研究には、本条にもムーランの王令57条にも、その影響を認める見解もある (Ourliac=Gazzaniga [1985], p. 354)。

⁽⁸⁷⁾ Pothier [1821], p. 461 の説例による。

⁽⁸⁸⁾ この王令は「司法改革に関する王令」であり、司法制度に関する重要な内容を含む。その例として、都市から民事裁判権が剥奪されたこと(71条)、証人による証明方法を100リーブルの価額以下のものにしか認めず、結局、証人による証明の地位が低下したこと(54条)などが挙げられる(池田恒男 [1979-1], p. 53 による)。

⁽⁸⁹⁾ ムーランの王令は、後に1566年7月10日の王宣(Isambert, tome 14, p. 213)による補完を受ける(Augustin [1980], p. 354)。ところで、オルレアンの王令とムーランの王令、そして、1566年の王宣は、いずれも、シャルル9世の治世、大法官ミシェル・ド・ロピタルの下で出された。18世紀の用語法によると、「王宣(déclaration)」は、先行する王令や王示における個別の点について説明や変更、制限をなすものである(マルタン [1986], n° 271, p. 520)。16世紀においては、この種の分類は確立していないが、いずれにせよ1566年の王宣はムーランの王令の内容を変更するものではない。

第57条(Isambert, tome 14, p. 204)

「また. オルレアンで出された諸王令の内, 補充指定の題に関する 条項を補充し、〔また、〕それ以前になされた補充指定で、しかしな がらその権利が未だいかなる生存者にも受け取られず、獲得されて いない補充指定から生じる諸問題を取り除かんとして、生存者間の 契約によるのであれ最後の意思によるのであれいかなる処分による のであれ、いかなる文言の下にするのであれ、オルレアンの王令よ りも前になされた全ての補充指定は、その相続人指定を超えて4階 位に制限されるものと、決定し、宣言し、命じた(但し、既に生存 者にその権利が受け取られ、獲得された補充指定はこの限りでなく. かかる生存者を害しないものとする)。さらに、今後は、補充指定 を含む生存者間または最後の意思による全ての処分は、かかる補充 指定の監視のために、口頭弁論の目の判決において公示され、その 補充指定をなした者の住居地に最も近い国王書記課において登録さ れるように、そして、それは、遺言補充指定の場合、補充指定をな した者の死亡日から数えて6か月内になされるように、命じる。そ して. 他〔の補充指定〕の監視のために、その補充指定が締結され た日から〔6か月内〕とし、さもなくば、無効であって、いかなる 効力も持たないものとする。|

この条文は、冒頭の表現からも明らかな通り、オルレアンの王令を補 完するものである。階位数に関するのは本条前段であり、後段は補充指 定の公示に関わる。公示については後述するため、階位数に議論を絞る と、本条は、オルレアンの王令よりも前になされた補充指定の階位数を、 最初の継伝義務者を除いて4階位に制限している。したがって、本条と

⁽⁹⁰⁾ 全般的な説明として、Augustin [1980], p. 74 を参照。

⁽⁹¹⁾ この「4 階位」という数字は新勅法集成159号を用いたと指摘されている (Ourliac=Gazzaniga [1985], p. 354)。

オルレアンの王令第59条により、少なくとも王令の文言上は、オルレアンの王令以後の補充指定は2階位に制限され、それ以前の補充指定は4階位までが有効とされることになった。

しかし、上記の対応は実効性を伴わなかった。第1に、1561年王令と 1566年王令が適用されなかった地域が多数存在する。例えば、ブレス (Bresse)、ブザンソン (Besançon)、アルザス (Alsace)、パリ (Paris)、ルシヨン (Roussillon) である。

第2に、王令の実効性については、ムーランの王令に対するトゥールーズのパルルマンの対応が示唆的である。トゥールーズのパルルマンは、一族の栄光を維持するためには4階位の補充指定が必要であると考え、ムーランの王令に「誤った」解釈を施した。すなわち、ムーランの王令はオルレアンの王令の例外を定めたものであって、オルレアンの王令の前のものであれ後のものであれ、4階位まで拡張されたと解釈したのである。

⁽⁹²⁾ Ourliac=Gazzaniga [1985], p. 354. 他にも, 新規に編入された州 (province) には, これらの王令は適用されなかった (Lepointe [1958], nº 891, p. 475)。実際, アルザスとルシヨンは, 1747年の王令が制定される 直前期には, 補充指定の階位数制限が存在しない地域とされている (D'Aguesseau [1819-12], p. 550)。また, フランシュ・コンテ (Franche-Comté) は, オルレアンの王令とムーランの王令が発せられた当時, フランス王国に組み込まれていなかったので, 両王令とも適用されなかった (Thévenot d'Essaule [1778], p. 465)。フランシュ・コンテは, 後にオラン ダ戦争の講和条約である1678年のナイメーヘン条約により, フランスに併合される。

⁽⁹³⁾ Furgole [1767], p. 175. このような解釈の根拠は,新勅法集成159号に求められたと指摘されている。既に述べた通り,同号の解釈として,4階位の起算点には争いがあったところ,ムーランの王令は最初の継伝義務者を「除いて」4階位までと定めているため,両者にはずれが生じうる。しかし,そのような問題点にも拘わらず,新勅法集成159号に権威が認められた(Augustin [1980], pp. 74-75)。学説の議論を再び参照すると,既述の通り16世紀においては,長期間の段階的補充指定を認めるために,同号の適用範囲を狭めることが通説的な理解であった。確かに,長期間の補充

神戸学院法学 第44卷第2号

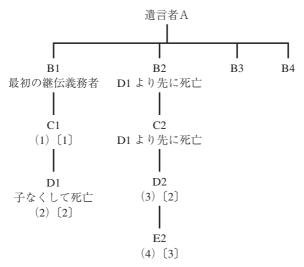
b. 階位の数え方

しかも、トゥールーズのパルルマンは、階位の数え方に一工夫加える ことで、補充指定が有効とされる世代数を引き延ばそうとする。オルレ アンの王令もムーランの王令も、階位の数え方を明確に定めていなかっ た。王国内のほぼ全てのパルルマンは、頭数でもって階位を数えていた。 頭数で数えると、遺言者Aが、Aの子B、Bの子C、Cの子Dの順に受 益させるのであれば、最初の継伝義務者Bを除いて、Cが第1階位、D が第2階位ということになる。受益者1人で1階位である。これに対し て、トゥールーズのパルルマンは、「株 (souche) | 或いは「世代 (génération) | でもって階位を数えることにした。この数え方を採用すると、 先ほどの例において、Bの子の全て(当然Cを含む)が1階位を構成す る。したがって、Cを含むBの全ての子が死亡しない限り、第1階位は 消滅しないことになる。同様に、第1階位を構成する者の子が全体で第 2階位を構成し、全員が死亡しなければ第2階位は消滅しない。これに、 「子なしに死亡した場合、他の系に相続財産を与える」という条項を加 えれば、場合によっては補充指定の存続期間を伸ばすことが可能となる (下図を参照)。但し、トゥールーズのパルルマンが何の根拠もなく、こ のような算定法を採用した訳ではない。トゥールーズのパルルマンは新 勅法集成159号に従ったと指摘されているが、確かに同号には「4世代 (quattuor generationes; quatre générations) | と記されており、これに

指定を利用しようとすると、同号は障害でしかない。しかし、ムーランの 王令に直面して、トゥールーズのパルルマンはあえて同号を好意的に援用 することで、より長期間の補充指定を実現しようとしている(但し、ムー ランの王令の適用を拒むのであれば、そもそも同王令を登録しないという 手法も採りえたと思われるが、あえて本文に述べた対応をとった理由は明 らかでない)。

- (94) Furgole [1767], p. 181.
- (95) 株・世代による数え方については, Thévenot d'Essaule [1778], p. 466 を参考にした。
- (96) Furgole [1767], p. 175.

合わせた算定法が案出されたのである。



(注) 対象財産は、A→B1→C1→D1 (子なくして死亡) →D2→ E2の順に承継されたものとする。「(数字)」が頭数で階位を数 えた場合,「[数字]」が株・世代で階位を数えた場合である。

しかし、この動きに王権が歯止めをかけようとする。それが1629年の王令(ミショー法典(Code Michau))である。本王令の第123条から第169条が民事法に関する条文であり、その中には補充指定に関する条文も含まれる。ここで問題となるのは、第124条である。

第124条 (Isambert, tome 16, p. 262)

「補充指定及び信託遺贈に関する朕の諸王令による諸制約が多くの 訴訟の発生を止めている訳ではなく、それが、かかる信託遺贈をな す者が、その種の処分の性質や、その処分が受け取られるべき用語

⁽⁹⁷⁾ Isambert, tome 16, pp. 223 et s. 国璽尚書ミシェル・ド・マリャクに よって終局的に整備されたことから,「ミショー法典」と呼ばれている (マルタン [1986], nº 273, p. 523)。

神戸学院法学 第44巻第2号

を理解しないために無知であることにより、そして、最高院において与えられる解釈が多様であることにより、生じている。そこで、 朕の諸王令を一層豊かにせんと期して、今後は全王国を通して、かかる補充指定及び信託遺贈の階位(degrez)は、株(souche)や世代(génération)ではなく、頭数(tête)で数えられるように。すなわち、その信託遺贈を把握し受領する者は、各々一階位をなす。 但し、その者の内の数名が唯1人の者として競合して相続する場合を除くことにし、その場合は唯1つの階位として数えられる。古くからのあらゆる慣習その他に拘らず、本王令に反して与えられるあらゆる判決は、無効であると宣言する。但し、既になされた判決についてはこれを妨げない。

オルレアンの王令とムーランの王令は、階位の数について規定したけれども、その数え方を規定しなかったため、本条がその方法を定めた。株・世代による数え方を否定し、頭数で数えるように命じたのである。しかも、これに反するいかなる慣習も、その効力が認められない。したがって、オルレアンの王令と1629年の王令に従えば、今後の信託的補充指定は、頭数による2階位に限られることになる。しかし、トゥールーズのパルルマンは、本王令を登録する際にこれまでの慣行を留保してお(99))、結局、トゥールーズのパルルマンは、階位数についてはムーランのり、結局、トゥールーズのパルルマンは、階位数についてはムーランの

⁽⁹⁸⁾ Furgole [1767], p. 174. 但し, 同条によると, 複数の者が競合して相続する場合は別であり, その場合は複数名であっても一階位として扱われる。

⁽⁹⁹⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 466 は, 一般論として1629年の王令が登録されなかったと述べているが,「補充指定に関する質問 (Questions sur les substitutions)」 (in Recueil des questions, p. 270) には, トゥールーズのパルルマンの対応が本文に示したものであったことが指摘されている。「補充指定に関する質問」については後に紹介するが,本書がトゥールーズのパルルマンによる意見書であることから,本稿ではこちらの見解を採用した。

王令の「誤った」解釈により4階位までを有効とし、階位の数え方については、1629年の王令にも拘わらず、それ以後も株や世代による数え方を用い続けた。そこで、この2つの問題は、後述する1747年のダゲッソー王令で改めて採り上げられることとなる。

(補) 例外的に認められる永久的補充指定

[永久的補充指定]

aとbでは、階位数に関する王権の規制とそれに対するトゥールーズのパルルマンの抵抗について検討したが、王権が、より長期間の補充指定を例外的に認める場合も存在した。一例を挙げると、シャルル7世が、クルトン(Curton)の所領につき、ある領主に対して、男子のためにする無制限の補充指定を認めている。また、1701年12月にルイ14世が、ネ

⁽¹⁰⁰⁾ Furgole [1767], p. 175. 本文では触れなかったが、オルレアンの王令 やムーランの王令以降、既存の王令を遵守するように命ずる王令が何度も 出されている。しかし、実効性は伴わなかったようである (Augustin [1980], p. 75, note 25)。例として, 1579年のブロワの王令第208条 (Isambert, tome 14, p. 430), 1597年のルーアンの王示第 1 条 (Isambert, tome 15, pp. 120-121) が挙げられる。但し、これらの立法の目的は、補 充指定の規制ではなく、あくまでも既存の王令の遵守を求めることである。 例えば、1597年のルーアンの王令の序文は、戦争(いわゆる宗教戦争と思 われる)により国家秩序が乱れているため、既存の法を確認する作業が必 要であることを謳っている。そして、件の第1条は、「オルレアン、ムー ラン、ブロワの各都市における三身分会議の上申書に対する先の諸王によ る王令やその他の王令は、朕の支配が及ぶ全王国、地方、土地において、 その王令の形式及び内容に従い、これを保ち遵守するように。しかしなが ら, もし, 時の経過, 慣行 (usage) または経験により, 上記の諸王令の 諸条項のいかなるものであれ、国家及び臣民の善や利益に反すると認めら れ、その諸王令につき、何らかの解釈、宣言、緩和が必要であるならば、 パルルマンの諸院及びその他の最高院を担当する諸衆は、朕にその陳情を なすように望む。(以下略) | と定めている。

⁽¹⁰¹⁾ 但し、現在のロット=エ=ガロンヌ県で、ラングドックではない。B. J. Bretonnier, Recueil par ordre alphabétique des principales questions de droit,

神戸学院法学 第44卷第2号

ル(Nesle)の侯爵領に属する土地につき、ある領主に対して、男子のためにする無制限の補充指定を認めている。これらは、王状(lettre patente)によって個別に認められたものである。

「マジョラ」

他方で、マジョラ(majorat)という、長子のためにする永久的補充指定が存在する。マジョラは主にイタリアやスペインで発展したが、ルションなどスペインの一地方がフランスに割譲される際、マジョラもフランスにもたらされた。その後、ルイ14世の治世下、フランスにおけるマジョラの規定が整備され、このとき、マジョラの設定は公爵同輩領(duchés-pairies)を有する者にのみ認められた(1711年王示 6条)。この王示はオルレアンの王令やムーランの王令の例外を定めている。その目的は、貴族層に財産の保存手段を与えることにより、その層を王権の支持者として取り込むことにあったと指摘されている。但し、オー・ラ

「公爵同輩領を有する者に対し、1万5千リーブルの定期金までの収益の一部と共に、その公爵同輩領の中心地(chef-lieu)を永久に補充指定することを認める。その定期金には右の公爵同輩領の称号及び名誉が付属し続けるものとする。但し、それがいかなる性質を有するものであれ、いかなる債務や徴収にも服し得ないものとする。補充指定の公示のための王令によって規定された様式を遵守することとするが、この効果については、さらに、オルレアンの王令とムーランの王令、並びに、この規定に反する可能性のある他のあらゆる王令、慣行、慣習に対して、例外をなすものとする。

この王示は、「フランスの公爵同輩領のための規則に関する王示」と題されているが、序文によると、公同輩の増加に伴い、その身分に関する紛争が増加しているので、その身分のための規則を設ける必要があった(Isambert, tome 20, p. 565)。

 $^{3^{\}rm e}$ éd., tome 2, Paris, 1756, p. 292 K L $_{\circ}$

⁽¹⁰²⁾ Augustin [1980], p. 100.

⁽¹⁰³⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 151. なお, 全般的な説明として, Augustin [1980], pp. 99 et s. を参照。

⁽¹⁰⁴⁾ 条文は次の通りである (Isambert, tome 20, p. 568)。

ングドックには公爵同輩領が存在しなかったため、1711年の王示に言うところのマジョラは存在しなかった。そのため、この点についてはこれ以上詳述しない。なお、マジョラは後の時代にボナパルトによって広く用いられることとなる。

[まとめ]

最後に、段階的補充指定の階位数制限に関する検討を締めくくるにあたり、トゥールーズの人々による王権に対する抵抗にもう一度触れておこう。トゥールーズのパルルマンは、ムーランの王令の「誤った」解釈により、4階位までの段階的補充指定を有効とし、その階位は頭数ではなく株で数えていた。このようなパルルマンの判断を受けて、18世紀に

- (105) Augustin [1980], p. 101.
- (106) Augustin [1980], p. 101.
- (107) 特に、ボナパルトの下におけるマジョラの分析としては、Castaldo [1997] を参照。特に本稿の参考資料としては、同論文の前半第1章が有用である(Id., pp. 483-508)。ボナパルトの下におけるマジョラとは、貴族の称号に結びつく財産上の永久的補充指定であり、貴族の称号のための基金を形成し、その基金は長子優先の順位により男子から男子へ承継される。マジョラには、自動マジョラ(majorat de propre mouvement)と請求マジョラ(majorat sur demande)が存在する。自動マジョラは、皇帝の発意により国有財産に対して設定されるものであり、元本の所有権は国家に留保されるが、その収益に対する権利はマジョラが設定された一族に与えられる。これに対して、請求マジョラは、個人が皇帝の承認を受けた上で、自らの資産に設定するマジョラである。なお、両者の混合形態である混合マジョラ(majorat mixte)も存在する(Id., p. 492)。

注意すべきは、本文におけるマジョラとボナパルトによるマジョラには、相違点があることである(Id., p. 482)。例えば、第1に、ボナパルトのマジョラの場合、君主による承認が必要である。すなわち、自動マジョラは皇帝の発意によるものであるし、請求マジョラも皇帝の承認が必要である。第2に、ボナパルトのマジョラの場合、長男のためでなければ設定することができない。長男が欠けた場合は男子を優先して受益者とするが、娘は除外される。これは、スペインにおけるマジョラとの相違点である(Id., p. 504)。

入ってもトゥールーズの人びとは4「世代」の段階的補充指定を使用し続けており、少なくともダゲッソーの手による1747年の王令が発せられるまで、かかる運用は続いていた。

ところで、仮に補充指定の階位数制限が遵守されていたとしても、最後の階位の被指定者が段階的補充指定を更新しうるならば、その規制に実効性を期待することはできない。しかし、更新後の補充指定は、対象財産についてそれ以前に利害関係を持つ者との関係で無効とするか、或いは対抗することができないとすれば、階位数規制の実効性を高めることができる。この点は、公示の問題の一環として議論されるので、信託的補充指定の公示の問題が次に検討される。

B. 公示

〔公示を必要とする事情〕

既に指摘した通り、対象財産の維持費用、軍務、地位の維持や社交の

- (108) Augustin [1980], p. 113-114.
- (109) D'Aguesseau [1819-12], p. 550. この部分は「信託的補充指定について、全てのパルルマン及び高等評定院に送付された質問に関する、大法官ダゲッソーによる抄録 (Extrait fait par M. le Chancelier d'AGUESSEAU concernant les Questions envoyées à tous les Parlemens et Conseils supérieurs, sur les Substitutions fidéicommissaires)」と題された文章の一部である。同所によると、ボルドー、ポー、ブザンソンにおいても4階位までの運用をしていたようである。但し、ボルドーにおいては、トゥールーズとは異なり、株数ではなく頭数で階位を数えている。

この文章は、ダゲッソーが1747年の王令を編纂するにあたり、全国のパルルマンに諮問した際の各パルルマンからの回答をまとめたものである。但し、本文には45個の質問が紹介されているものの、それに対する回答は最初の12個の質問に対するものしか存在しない。同書の編者が付した注(D'Aguesseau [1819-12], p. 513, note 2) によると、この回答集は作品として完結されなかったようである。

- (110) Augustin [1980], p. 75.
- (111) 一般的な説明としては, Augustin [1980], pp. 353 et s. を参照。
- (112) 以下の記述は、Augustin [1980], p. 114 による。

費用、家族内における嫁資や義務分の支払いといった様々な事情のために、貴族が生活を維持するためには多額の現金が必要であった。しかし、その所有する財産の大半が信託的補充指定の目的である場合、その財産を現金に換えることは事実上できないため、土地からの収益で必要な費用を賄わなければならない。もし、それで不足するならば、現金はブルジョワから用立てるしかない。もちろん、信用を受けた後、無事に返済することができたならば、全く問題はないのだが、返済できない場合が問題である。仮に、債権者が差押えを試みたとしても、差し押さえた財産が信託的補充指定の対象財産であるならば、時間的に先行する補充指定の効力が優先する。この点が、貴族によるフロードを助長することとなり、逆に、債権者としては、隠れた補充指定に注意する必要があった。次の引用は、17世紀における法学以外の一般的な書物によるものであるが、補充指定に対する債権者の意識を明確に示している。

「彼ら〔貴族〕の館がそれほど負債を課されていないかどうか、彼らの財産が補充指定されていないかどうか、彼らが成人の年齢であるかどうか、彼らが契約を禁じられていないかどうか」に意を用いるべきである。

この問題に対して、パルルマンの側から補充指定の公示が試みられる

⁽¹¹³⁾ 信託的補充指定ではないが、モリエール(Molière)の「ドン・ジュアン(Dom Juan)」(1665年初演)の第4幕第3場に、ドン・ジュアンが邸に取立にやってきた債権者を、うまく言いくるめて追い返す場面がある(Molière, *Oeuvres complètes* 2, GF-Flammarion, 1965, pp. 392 et s.)。債権者の取立にまともに応じず、全く支払う意志がないのである。ドン・ジュアンのモデルは17世紀スペインの伝説上の貴族であるが、このような場面がフランスの劇に描かれていることは示唆的である。

⁽¹¹⁴⁾ J. Savary, Le parfait négociant ou instruction générale pour ce qui regarde le commerce de toute sorte de Marchandises, tant de France, que des Pays Estrangers, Paris, 1675, p. 308.

ことなど望みえない。それは、Aで示したところからも察しのつくことである。そこで、王権がこの問題にどのように対応したのかを以下に示す。

1. ムーランの王令とその挫折

[1553年の王示]

最初に問題となるのは、補充指定を含む遺言の「記入(insinuation)」について定めた、1553年5月3日アンリ2世の王示である。その前文によると、贈与、信託遺贈、遺贈、補充指定が隠れていることから取引に障害が発生しており、記入(insinuation)の制度を設けることによって、かかる状況に対処しようとしている。なお、この王示では、隠れた抵当の問題点も指摘されている。補充指定については、この王示の第5条に規定されており、そこでは、補充指定及び信託遺贈を含む全ての遺言が公示され、記入され、登録されるべきこと、そして、その公示は遺言者の死亡から3か月以内になされるべきことが定められている。

しかし、本王令を継伝義務者と取引をした第三者(有償取得者や抵当権者)の保護のための規定と評価することには、慎重であった方がよいと思われる。なぜなら、1553年の王示 5条で掲げられた目標は、継伝義務者が、被補充指定者を害するために遺言の内容を隠すのを防止することだからである。つまり、本条では、第三者に警告を与えることではなく、継伝義務者と被指定者との紛争を予防することが目標とされている。

しかも,一般論として,記入制度の目的は,第三取得者のための取引 安全保護ではないことが指摘されている。記入制度が最初に義務づけら

⁽¹¹⁵⁾ Isambert, tome 13, p. 314.

⁽¹¹⁶⁾ Isambert, tome 13, p. 317.

⁽II7) Domat [1697], p. 734 は後述するムーランの王令も含めて,補充指定財産の占有者と取引する者の保護を,その趣旨として掲げる。近時では, 例えば Petitjean [1975], p. 565 がそのような評価をしている。

れたのは贈与であるため、贈与に引きつけて説明する。まず、当時の法体系において、第三取得者保護のための制度は、公証人の介在によって契約日付を人為的に遡らせないという保障に限られていたところ、かかる保障のために、贈与の効力要件として公証人の立ち会いが求められており(1539年のヴィレール・コトレの王令132条、133条)、贈与に関する第三取得者保護の措置はそれで尽くされていた。しかるに、記入制度によって保護しようとする者は、上記の通り、「贈与者の」債権者及び相続人であり、贈与者の財産すなわち家産の保全ないし減少に特別の利害関係がある者であった。つまり、記入制度の目的は、家産の保護とそれによる相続人及び債権者の保護であって、むしろ、財産の流通を抑制する機能を有していたのである。

以上より、本王令は継伝義務者と取引をする第三者の保護を目的とするのではなく、むしろ、記入に伴う手数料収入や、記入制度を管掌する書記官に官職を与えることが目的とされていたと考えられている。しかも、1553年の王示は執行されなかったようであり、実際、次に検討するムーランの王令が、補充指定の公示の試みとして頻繁に採り上げられる。

〔ムーランの王令〕

ここで問題となるのは,既に引用したムーランの王令57条の後段部分である (Isambert, tome 14, p. 204)。

⁽¹¹⁸⁾ 池田恒男 [1979-2], pp. 183-184 に依拠している。

⁽¹¹⁹⁾ Augustin [1980], p. 354. 池田恒男 [1979-2], p. 183 も参照。1553年 5月3日の王令によって,「記入」専門の書記が一度は設けられたものの (Isambert, tome 13, pp. 314-321), その王令がパルルマンの反対によって 死文化し, 結局, 1561年1月の王令(86条, Isambert, tome 14, p. 86) によって,通常裁判所の書記が記入を管掌することになったと指摘されている (池田恒男 [1979-2], p. 185, note 2)。

⁽¹²⁰⁾ Ricard [1713], p. 510 では「不使用により全くの廃用となった」と言われている。

「さらに、今後は、補充指定を含む生存者間または最後の意思による全ての処分は、かかる補充指定の監視のために、口頭弁論の日の判決において公示され、その補充指定をなした者の住居地に最も近い国王書記課において登録される(enregistrer)ように、そして、それは、遺言補充指定の場合、補充指定をなした者の死亡日から数えて6か月内になされるように、命じる。そして、他〔の補充指定〕の監視のために、その補充指定が締結された日から〔6か月内〕とし、さもなくば、無効であって、いかなる効力も持たないものとする。」

ムーランの王令は、生前贈与及び死因贈与に「記入 (insinuation)」を求めている (58条)。同条によると、記入は贈与時から4か月以内になすことが求められており、記入がなされなかった場合、その贈与は贈与者の債権者及び贈与者の相続人に対して無効となる。このように、ムーランの王令58条における贈与の記入制度の趣旨は、前述した1553年王示の記入制度と同様である。これに対して、ムーランの王令57条における登録制度の趣旨はどのように理解すればよいか。少なくとも文言上は「公示、登録」とされており、「記入」とは文言が異なるものの、同一の文脈で理解できる可能性がある。

最近の理解によると、ムーランの王令57条は、信託的補充指定の公示の試みの一環として位置づけられている。また、18世紀後半においてもそのような理解がなされていた。例えば、フューゴル(Furgole)は本条の公示と登録制度の目的を、「補充指定財産の占有者と取引しようとする者がなしうる悪しき取引を予防し避けるため、補充指定を知らせること」と述べている。また、ポティエ(Pothier)も、本条による「記

⁽¹²¹⁾ Augustin [1980], p. 354; Lévy=Castaldo [2010], no 932, p. 1307.

⁽¹²²⁾ Furgole [1767], p. 362.

⁽¹²³⁾ ポティエの法律学については、金山直樹 [1989] を参照。また、ポティ

入」と登録の目的として、義務者と取引しようとする者が、その財産には負担がないと誤信しないようにすることを挙げている。時期的にはこの2名よりも遡るが、リカール(Ricard)は、もう一歩進んだ議論を展開する。リカールによると、記入制度は贈与の有効性に関わる制度であり、贈与を完全なものにするための本質的な様式(formalité essentielle)である。これに対して、補充指定はそれ自体が完全なものへの継ぎ足しであって、ムーランの王令57条はその行為に新たな様式を付加する訳ではなく、指定相続人(継伝義務者)と取引をしようとする者が害されないようにするために公示を設けたのである。したがって、同条は継伝義務者の債権者と第三取得者を対象としている。

以上より、ムーランの王令57条による公示は、継伝義務者と取引をした第三者(有償取得者や抵当権者)の保護のための規定と位置づけられよう。しかし、階位数に関する議論において述べた通り、ムーランの王令が適用される地域は非常に限られており、しかも、トゥールーズのパルルマンは補充指定の秘密性を重視して、現実には公示のされていない補充指定も無効とは取り扱っていなかった。

エの人物像等については、勝田有恒他 [2008], pp. 235 (大川四郎執筆) を参照。本稿で引用するポティエの作品 (Pothier [1821], pp. 305-470) は、『補充指定についての概論 (Traité des substitutions)』であり、これはポティエの死後出版された作品である。

- (124) Pothier [1821], pp. 315-316.
- (125) もちろん、補充指定を伴う「贈与」の場合は、その贈与の記入が要求される。
- (126) Ricard [1713], p. 513.
- (127) 後に検討する1690年の王宣には、多くのパルルマンの判決がムーラン の王令に沿っていないことを嘆く記述が見られる (Isambert, tome 20, p. 113)。
- (128) Augustin [1980], p. 354.

2. その後の王権の対応とその失敗

[コルベール改革]

信託的補充指定ではないが,隠れた負担への対応としては,コルベールによる抵当権改革が重要である。抵当権公示の試みの第一歩たる,1673年3月の王示である。それによると,売却命令において,抵当権者が故障申立の登録を行うと,登録のない者に対する優先的な地位が配当上与えられ,また,故障申立の登録が権利保存の要件となっている。しかし,この王示は1674年4月の王示によって,わずか1年で撤回されてしまう。コルベールの「遺書」から,その事情を示す。

「パルルマンは、かくも善き制度を容認しないように注意を払った。この制度によって訴訟というヒドラの頭を断つのだが、パルルマンは、その訴訟から全ての生活の資を得ている。パルルマンの建白によると、それによって法院の最高位の者の資産が破滅に至っており、また、大部分の者がその財産より大きな負債を抱えているため、財産状態が丸裸にされるや、最早資産を見いださなくなってしまった。以上の口実の下、彼らは、多くの重要人物を自分たちの利害に巻き込むことを心得ており、非常にうまくまとまりながら、陛下が既にお与えになった王示の執行を停止するよう陰謀を企てたのであった。

上記の改革の失敗の原因としては、公証人をはじめとする裁判所関係

⁽¹²⁹⁾ Isambert, tome 19, p. 73. 本王示については,池田恒男 [1979-2], pp. 193 et s. の分析が重要である。

⁽¹³⁰⁾ Isambert, tome 19, p. 133. 後にダゲッソーが述べる通り、それはまさに「はかない」存在であった(D'Aguesseau [1819-9], p. 279)。

⁽¹³¹⁾ 池田恒男 [1979-2], p. 198, note 18 とそれに対応する本文の記載による。

⁽¹³²⁾ Testament politique de messire Jean Baptiste Colbert, La Haye, 1694, p. 351.

官職者の抵抗の存在が指摘される。しかし、引用した「遺書」から察するに、その原因の一つとして、法服貴族が自身の財産状態を曝かれることを恐れたことも挙げることができるだろう。

「ダゲッソーの見解〕

のみならず、興味深いのはダゲッソーの考え方である。ダゲッソーは 1668年生まれであるため、コルベールの改革の頃は幼少期であったが、 1747年の王令制定の中心人物であるため、その考え方にも注目する必要 がある。まず、ダゲッソーは抵当権の公示には反対の姿勢を示している。

「個々人の富の状態と地位を知らせすぎることほどに,全ての家族の便宜と利益に反するものは最早ないと、常々信じられていた。」

この表現は「抵当権保存吏の設置に関する法案」と題された文章から引用されており、一見するとダゲッソー個人の見解ではなく一般論を述べているようにも見える。しかし、全体の論調としては、債務者の財産状態が明らかになることに反対しており、最終的には表題の法案にも反対の姿勢を示す。つまり、先ほどの引用文はダゲッソーの意向も反映していると考えられる。これに対して、補充指定の公示には積極姿勢を示す。1747年の王令の完成直前に認められた書簡にその姿勢を窺うことが

- (133) Augustin [1980], p. 356.
- (134) D'Aguesseau [1819-9], p. 280.
- (135) この法案が提示された日時は明らかでないが, Oeuvres de M. le chancelier D'Aguesseau, tome 13, Paris, 1789, p. xxxiv には「1704年」と記されている。
- (136) D'Aguesseau [1819-9], p. 282 に明確に表れている。
- (137) Augustin [1980], p. 356 は、本文に相当する部分(一般論を述べていると思しき部分)を引用した上で、ダゲッソーが抵当権の公示に強硬に反対したと述べている。

できる。

「この様式〔公示と登録〕以上に重要なことはない。」

抵当権と信託的補充指定に対するダゲッソーの態度は矛盾するように 見える。なぜなら、補充指定を公示するということは、一族における重 要財産の状態を表に出すことだからである。この矛盾を明確に説明する ことは困難であるが、ダゲッソーが信託的補充指定そのものに対して否 定的な態度をとっていたことは確かである。

[以後の公示の試み]

信託的補充指定の公示に関する立法に議論を戻すと、1747年の王令が登場するまでは、補充指定の公示の試みは十分な成果を挙げることができなかった。このことを、3つの立法を挙げて説明する。まずは、ルイ14世の下で発布された、1690年11月17日の王宣である。この王宣は、「補充指定の公示及び登録、並びに、贈与の登簿に関する、1566年2月の王令57条及び58条に関する王宣」という題からも分かる通り、1566年のムーランの王令に基づく公示を補うことを目的としている。関連する部分を引用する。

「補充指定が、あらゆる時において、公示され登録されることができるように。そして、その公示及び登録が、その補充指定がなされた日から6か月以内になされるとき、その補充指定は、債権者に対しても、その補充指定に含まれる財産の第三取得者に対しても、その補充指定の日付よりその効力を生じるように。そして、その補充

^{(138) 1747}年3月15日付の書簡である (D'Aguesseau [1819-12], p. 581)。

⁽¹³⁹⁾ Isambert, tome 20, pp. 113 et s.

⁽¹⁴⁰⁾ Isambert, tome 20, p. 113.

指定が6か月後にようやく公示され、登録されるとき、その補充指 定は、右の公示及び登録の日からでなければ、債権者及び第三取得 者に対して効力を有しないように。」

すなわち、6か月経過後に公示をした場合も、補充指定は無効とされず、 第三者に対する効力が認められる(もちろん第三者に対する効力が認め られるのはその公示の日からであって、遡及効は認められていない)。 この点がこれまでの立法と異なる。

次に挙げられるのは、1703年12月の王示である。詳述はしないが、贈与(夫婦財産契約に関するものを除く)、現実贈与、及び、補充指定または廃除を含むあらゆる生存者間の或いは最終意思による処分が、記入(insinuer)され登録される。このとき、記入の期限と効果は、1539年の王令132条、ムーランの王令57条・58条、1566年7月10日の王宣、1690年11月17日の王宣に従うと規定されている。

最後に、1712年の王宣が挙げられる。この王宣はルイ14世の治世末期における試みであって、これもムーランの王令を初めとする補充指定の記入や登録に関する規定の遵守を求めている。この王宣の特色は、記入や登録を懈怠した場合の制裁であり、これまでのような「無効」という表現は用いられず、債権者及び第三取得者に対する「対抗不能」とされている。

このように、補充指定を公示するための試みが多数なされていること自体が、王権による規律の難しさを浮き彫りにしていると思われる。現に、パルルマンの中には、補充指定の公示がされようがされまいが、たとえ債権者や第三取得者を害するとしても、補充指定の効力を認めようとするものがあると、1712年の王宣が指摘している。しかし、かかる運

⁽¹⁴¹⁾ Isambert, tome 20, pp. 438-441.

⁽¹⁴²⁾ Néron=Girard, tome 2, pp. 455-456. なお, Isambert, tome 20, p. 572 には本王宣の表題は掲載されているが, 本文は収録されていない。

用は、逆に貴族に対する信用を失わせる結果となった。

「彼ら〔貴族〕の館がそれほど負債を課されていないかどうか、彼らの財産が補充指定されていないかどうか、彼らが成人の年齢であるかどうか、彼らが契約を禁じられていないかどうか」に意を用いるべきである。

これは、Bの冒頭で引用した表現である。この書物には1757年版も存在するのだが、そこには同じ記載が残されている。深読みは禁物であるが、隠れた補充指定を公示する試みが頓挫している状況を強く印象づける一文であると思われる。

II. ダゲッソーによる1747年の補充指定王令

序 背景

Iでは、信託的補充指定をめぐる多くの王令を検討した。しかし、いずれの王令も内容が断片的であり、信託的補充指定を包括的に規律するものは現れなかった。ダゲッソーによる1747年の補充指定王令は、かかる状況にあって内容的に最も充実しており、1804年民法典に与えた影響も大きい。「補充指定に関する真の法典」と呼ばれる所以である。まず

⁽¹⁴³⁾ **Néron**=**Girard**, tome 2, p. 455. しかも, 債権者からは, そのような判決に対する上告が寄せられていたようである。

⁽¹⁴⁴⁾ Augustin [1980], p. 114

⁽¹⁴⁵⁾ J. Savary, Le parfait négociant ou instruction générale pour ce qui regarde le commerce de toute sorte de Marchandises, tant de France, que des Pays Estrangers, Paris, 1757, pp. 335-336.

^{(146) 1747}年の補充指定王令は、D'Aguesseau [1819-12], pp. 476 et s. に掲載されている。

⁽¹⁴⁷⁾ Castaldo [1997], p. 481 が引用する Boissard の表現である。しかも, この1747年王令により, フランス革命前の最終的な法状況が整えられたと も指摘されている (Id., p. 481)。

は、本王令登場の背景と、その性格を示す。

「本干令登場の背景」

本王令は,王国における統一法典編纂の試みの一環であり,実現した 3つの統一民事王令 (贈与王令、遺言王令、補充指定王令) の1つであ る。この王令は、王国内の法の多様性を克服して実体法の統一を果たす ものではなく、地方間の法の差異や多様性を認めつつ、裁判所間の解釈 の多様性に治療を施す程度のものであった。したがって、3つの統一民 事王令の全体像を把握することは、もちろん重要である。しかし、全体 像の検討は他日を期すこととし、本稿では補充指定王令のみを素材とす る。

1747年王令の内容を検討する前に、その「序文」から本王令の制定理 由を抽出する。まず、本王令は、信託的補充指定が家産の維持手段とし て好意的に受け入れられていたことを確認する。しかし、次に、信託的 補充指定が抱える問題点を指摘する。それは、贈与者や遺言者の曖昧な 意思の解釈に関する問題、対象財産の構成が不明確になり得ること、信 託的補充指定に対する控除物 (義務分等) の問題、信託的補充指定が公 示されないことから生じる問題である。注意するべき点は、本王令が、 この問題の解決を直接の目的とはしていないという点である。すなわち、 この問題が多くの紛争を生み出し、その紛争に対して裁判官の判断に揺 れが生じていることが問題なのであり、それを正すことが本王令の目的

⁽¹⁴⁸⁾ 統一法典編纂の試みは、15世紀後半、ルイ11世治世下からの王権の悲 願であった。本稿でも一部を採り上げた1629年の王令、いわゆるミショー 法典はその初の試みであった。統一法典編纂の試みの全体像については、 北村一郎 [2006], pp. 34 et s. を参照。

⁽¹⁴⁹⁾ 塙陽子 [1993] は、その全体の邦訳である。

⁽¹⁵⁰⁾ 塙陽子「1993], p. 499.

⁽¹⁵¹⁾ 序文の邦訳は、塙陽子「1993], pp. 533-536 を参照。

⁽¹⁵²⁾ その揺れは、この表現に示される通りである。「裁判官の投票は、債

なのである。

[本王令の穏健性]

上記の背景ゆえに、本王令の内容は穏健的である。穏健的である理由はさらに2つ存在する。1つは、ダゲッソーは、信託的補充指定に対してそれほど強い悪意を持ってはいないようにも思われるからである。例えば、ダゲッソーは、「あらゆる信託遺贈の完全なる廃止は、おそらく、全ての法律の中でも最良であろう」と述べており、この表現は後世においても頻繁に引用されている。しかし、この言葉には続きがある。「偉大な家に、その名声を維持するのに十分なものを保存するような、より単純な手段があろう」と言うのである。この「単純な手段」の内容は必ずしも明らかでないが、その可能性としてマジョラが指摘されている。実際、本王令はマジョラに関する1711年の王示には何ら手を付けていない。いずれにせよ、家産の保存手段全般に対して敵意を持っているわけではないのである。

内容が穏健的であるもう1つの理由は、その起草の方法に秘められている。ダゲッソーは王令の登録拒否を心配して、起草時に各パルルマンの意見を聴取した。これは、全国のパルルマンによる登録拒否を恐れて

権者または善意取得者を優遇することと、補充指定財産を被補充指定者に引き渡すべき負担を負わされた者の落度によっては補充指定財産を剥奪されるべきではない被補充指定者を優遇することとの間をさまよった。」(訳文は、塙陽子 [1993], pp. 534-535 による。)

- (153) D'Aguesseau [1819-12], p. 432.
- (154) 例えば, Thézard [1866], p. 52, Planiol=Ripert [1957], p. 394, 邦語 文献であれば, 石綿はる美 [2014-2], p. 600, note 63 が挙げられる。
- (155) 既に指摘した通り, D'Aguesseau [1819-12], pp. 307 et s. にその質問 が掲載され, それに対する回答は, D'Aguesseau [1819-12], pp. 513 et s. にまとめられている。但し, 質問は45個用意されているものの, 回答のまとめは問1から問12に対するものしか公刊されていない。他方, ダゲッソーの質問に対するトゥールーズのパルルマンの回答は別の書物にまとめられ

のことだと指摘されている。

それでは、本章の締めくくりとして、本王令の内容(A)とその影響(B)を順に検討する。

A. 内容

I.における議論に倣って、階位数に関わる規定と公示に関わる規定を順に検討する(1,2)。それに続けて、3ではそれ以外の様式について示す。1804年民法典の制定の場面で意味を持つ規定が豊富に含まれているからである。なお、ダゲッソーによる1747年の補充指定王令は2章構成である。第1章は「補充指定されうる財産、補充指定の約款、条件および期間、ならびに当該財産上に行使されうる権利」と題されており、信託的補充指定それ自体と対象財産に行使されうる権利等に関する規定を含む。第2章は「補充指定の継伝義務者により守られるべき規則、それにつき審理義務を有する裁判官、およびその判決の権威」と題されており、継伝義務者に課される義務に関する規定を含む。1では第1章の規定、2と3では第2章の規定を主に検討する。

1. 階位数制限

1747年の王令は、オルレアンの王令59条に従い、最初の継伝義務者を除いて2階位までは信託的補充指定を有効とした(第1章,第30条)。

第1章, 第30条「オルレアンの王令第59条は適用される。それゆえ

ており、「補充指定に関する質問(Questions sur les substitutions)」(in Recueil des questions, pp 259 et s.)がそれである。匿名でまとめられたこの書物には、贈与王令や遺言王令、補充指定王令制定の際の質問とそれに対するトゥールーズのパルルマンの回答も含まれている。補充指定に関する質問は同書251頁以下、それに対するパルルマンの回答は259頁以下に掲載されている。

(156) Augustin [1980], p. 59.

に、夫婦財産契約またはその他の生前行為により、あるいは死因処分によってなされたすべての補充指定は、いかなる文言で表現されていても、受贈者、被指定相続人もしくは受遺者、またはその他、贈与者もしくは遺言者の財産を最初に取得した者のほか、2階位を超えた被補充指定者にわたることをえない。当該王令以前の補充指定に関しては、ムーランの王令第57条は本条と抵触しないものとする。

階位数が明らかになると、その数え方が問題となる。1747年王令は、1629年の王令124条の取り扱いを踏襲して、「頭数」で数えることを定めた。

第1章, 第33条「補充指定の階位は, 各人がいかなる方法で1階位を占めるものと算せられるかを問わず, 頭割りで計算し, 株分けもしくは世代によって数えない。|

しかし、上記の規定には遡及効が認められていない。階位数の制限については31条、階位の数え方については35条がそれに対応する。

第1章, 第31条「補充指定が, 慣行によって指定のほかに4階位まで拡張されていた地域において, 前条に定める2階位への削減は, そこにおいて今後なされる補充指定にたいしてのみ行われるものであって, 当該処分をなした者が本王令の公布前に死亡したときは, 本王令の公布前になされた生前行為により, または死因処分によって, 当該地域においてなされた補充指定にたいして, 効力を有しえ

⁽¹⁵⁷⁾ Isambert, tome 22, pp. 193 et s. また, 本王令の訳は, 塙陽子 [1993] に依拠している (但し, 訳語や表現を若干変更している)。以下では, 本王令の出典等を特に明記しない。

ない。

第1章, 第35条「前2条の規定は、慣行が階位を株分けにより計算してきた地方においては、今後行われる補充指定にたいしてのみ効力を有する。公布前に生前行為により、または当該処分をなした者が当該公布前に死亡したときは死因処分によって、当該地方においてなされた補充指定の占めるべき階位に関しては、なんらの改革もしないものとする。|

2. 公示

ダゲッソーは補充指定の公示に対しては積極姿勢を示しているように「見える」。しかし、冒頭で述べた通り、公示欠缺の場合における本王令の効果は、必ずしも徹底していない。公示に関する規定は、本王令の第2章に収められている。まずは、公示と登録の手続きに関する第2章、第18条である。

第2章,第18条「生前行為によると死因処分によるとを問わず,なされたすべての信託遺贈的補充指定は、法廷を開いて判決により公示され(publier)、かつ、公示がなされた裁判所の書記課に登録される(enregistrer)。ただし、信託遺贈物の引渡しの負担が、法律上の事件において、補充指定の継伝義務者である受贈者、被指定相続人、包括受遺者もしくは特定受遺者または嫡出相続人のうえにかかるときは、これらの者の請求にもとづいてこれは行われる。

⁽¹⁵⁸⁾ 既に引用したが、ダゲッソーは1747年3月15日付の書簡において、「この様式〔公示と登録〕以上に重要なものはない。」と述べている(D'Aguesseau [1819-12], p. 581)。

⁽¹⁵⁹⁾ その他、公示の関連規定は、第2章第18章から第46章にまで及ぶが、ここでは、特に重要な規定のみを採り上げる。

本条が示す通り、公開の法廷において信託的補充指定を含む証書が読み上げられ(publier)、その後、公示がなされた裁判所の書記課に登録される(enregistrer)。

「公示の実効性確保、その1―信託的補充指定の対抗〕

問題は、公示や登録の効果である。まず、補充指定の公示・登録は、 生前行為による場合は証書作成日より、死因処分による場合は行為者の 死亡日より6か月以内になされなければならない(第2章、第27条)。 次に、その期間内に公示・登録がなされたならば、生前行為による場合 は証書作成日より、死因処分による場合は行為者の死亡日より、債権者 及び第三取得者に対しても、信託的補充指定は効力を有する(第2章、 第28条)。なお、公示・登録が6か月以内になされなかった場合は、そ の公示・登録の日から債権者及び第三取得者に対して効力を有する(第 2章、第29条)。

第2章,第27条「補充指定の公示および登録は、補充指定が夫婦財産契約もしくはその他の生前行為により行われたときは、それを記載する証書の作成の日より、また補充指定が死因処分において行われるときは、それをなした者の死亡の日より、6か月以内になされる。」

第2章, 第28条「補充指定が, 当該6か月の期間内に正式に公示され, かつ, 登録されたときは, 補充指定は, それが生前行為により行われたときはその日付の日より, またはそれが死因処分において行われたときはそれをなした者の死亡の日より, 債権者および第三取得者にたいしても効力を有する。」

⁽¹⁶⁰⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 504.

第2章,第29条「当該6か月の期間の経過後も,補充指定の公示および登録は行われうる。但し,この場合において,補充指定は,当該方式を具備した日からでなければ,債権者および第三取得者にたいしてなんらの効力をも有しない。また,この補充指定は,当該期日以前に契約した者に対抗しえない。」

しかも、公示を要求する本王令の立場は、ある意味で徹底されている。 たとえ、公示がなされていない状態で、第三取得者が信託的補充指定の 存在を認識していたとしても、公示の欠缺は治癒されないのである(第 2章、第33条)。

第2章,第33条「公示 (publication) および登録 (enregistrement) の欠缺は,債権者もしくは第三取得者が,当該補充指定について知ることができたはずであるとの理由をもって,公示および登録以外の方法で,補完されることはできないし,また治癒されたものとみなされることもできない。本条は,遵守されるべきであって,違反したときは無効となるものとする。

[第三取得者の意義]

以上の規定は、継伝義務者と取引をしようとする第三取得者の保護の ための規定であると理解されていた。しかし、この「第三取得者」には 絞りがかけられている。

第2章,第34条「受贈者,被指定相続人,包括受遺者もしくは特定 受遺者は,また補充指定をなした者の嫡出相続人でさえも,さらに は、これらの者の受贈者,被指定相続人もしくは嫡出相続人、およ

⁽¹⁶¹⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 233.

び包括受遺者もしくは特定受遺者もまた、いかなる場合においても、 被補充指定者にたいし、補充指定の公示および登録の欠缺があると きには、対抗することができない。」

つまり、継伝義務者からの無償の第三取得者は、公示の欠缺を主張することができない。なぜなら、その財産を入手するためにいかなる損失も被っていないからである。したがって、本王令の公示に関する規定によって保護される者は、継伝義務者の債権者と継伝義務者からの有償の第三取得者に限られる。

ここで改めて注意するべき点は、公示欠缺の効果を「対抗不能」としたことである。信託的補充指定の公示を強く求めるのであれば、公示欠缺の効果を「無効」とすることも考えられた。しかし、本条ではあえてそれよりも弱い「対抗不能」とされている。

[公示の実効性確保、その2-占有移転の要件]

実は、第三取得者への対抗不能だけでは、公示に対する動機付けとして弱いと考えられていた。継伝義務者としては、対抗不能の制裁があったとしても、公示を拒む可能性がある。そこで、対象財産の占有付与の要件に、信託的補充指定の公示と登録の証書の提出を付け加えることによって、信託的補充指定の公示を促した。

第2章, 第35条「被補充指定者の権利の保全と家族の安泰のために, 右に定める規定の遵守を完全に保証することを欲して、朕は、今日,

⁽¹⁶²⁾ もちろん、継伝義務者(「受贈者、被指定相続人、包括受遺者もしくは特定受遺者」)や「補充指定をなした者の嫡出相続人」は、公示の欠缺を主張することができない。

⁽¹⁶³⁾ Pothier [1821], p. 325.

⁽¹⁶⁴⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 518.

補充指定の継伝義務を負う受贈者,被指定相続人,包括受遺者もしくは特定受遺者,またはこれらの者のいないときに代わる者は,第19条および第20条にかかげる裁判所の筆頭書記官,またはこの者がいないときは,名簿の順位においてこの者に次ぐ者の命令によってのみ,補充指定に含まれた財産の占有をなすことをうるものと命ずる。この者は,当該命令を,補充指定者の死亡後における財産目録の綴じの正式の抄本,および,同じく補充指定の公示と登録の証書をもち出すことによってのみ得ることができる。

第2章の第35条によると、対象財産の占有付与を受けるための様式として、「補充指定者の死亡後における財産目録の綴じの正式の抄本」が要求されている。そこで、Aの締めくくりとして、目録の調製を中心とする継伝義務者の義務を確認する。実は、この辺りの規定が、1804年民法典における「許容される補充指定」の規定に採り入れられるのである。

3. その他の様式

目録の調製をめぐる継伝義務者の義務は、主に動産に関わる。不動産とは異なり、動産は特定が困難な上、保存に不向きな場合も多い。そこで、遺言者の死亡後速やかに、目録を調製して補充指定の対象動産を特定し(第2章,第1条)、それを売却して金銭に換え(第2章,第8条)、その金銭(対象財産に元々含まれる金銭も併せる)によって不動産を購入し、その不動産を新たに信託的補充指定の対象財産とする(第2章,第10条,第11条)、という手続が設けられた。

第2章,第1条「包括的であると特定的であるとを問わず,補充指 定をなした者の死亡後は指定もしくは嫡出相続人または包括受遺者

⁽¹⁶⁵⁾ Augustin [1980], pp. 346 et s.

の請求にもとづき,相続財産を構成するすべての財産および物品の 財産目録が,通常の方式において調製される。かつこれは,王令に 定められた期間内に行われる。」

第2章,第8条「補充指定の継伝義務者は、補充指定に含まれたすべての動産につき、掲示をなした上競売により売却を行わせなければならない。但し、本王令第1章第6条および第7条の規定にしたがい、現物で保存することを義務づけられうるものはこのかぎりでない。|

第2章,第10条「動産の売却価格より得た金銭は,現存金銭および 貸金債権の取立てより受領されるものとともに利用される。かつ, これは,補充指定者が当該利用がなされるべき物品の性質を指定し たときは、この者により命じられたところにしがたって行われる。

第2章,第11条「補充指定者が、当該利用につきその意図を明確にしなかった場合において、当該金銭は、まず、補充指定をうけた財産が負う、債務の支払および定期金またはその他の負担の返済に用いられる。但し、これは、当該定期金および負担の未払分をつづけて支払うことが、その元本を償還することよりもその補充指定にとって有利であるときにかぎる。そして、これが有利であるか否かについては、朕は、裁判官の賢慮にゆだねる。なお、支払うことのできる債務、定期金もしくは負担がないときは、剰余もしくは総額は、土地もしくは家屋の取得または不動産定期金もしくは設定定期金にのみ利用されうる。」

実は、1747年王令以前は、目録調製も金銭の使用も継伝義務者の義務とはされていなかった。確かに、新勅法集成第1号により、特定物の信

託的補充指定の場合は、継伝義務者は、目録調製をしなければファルキディアの四半分という取り分を奪われたものの、遺言者は目録調製を禁じることが多かった。なぜなら、目録の調製をさせるということは、補充指定の対象財産を明らかにするということであって、継伝義務者死亡時に対象財産を譲り受ける被指定者の利益を確保することになる。しかし、それは、継伝義務者に対する不信感を示していると評価されてしまうからである。

ところが、継伝義務者に対する信頼は、裏切られることもある。義務者に目録の調製を要求しない場合、どの財産が信託的補充指定に服しているのか、明らかでなくなる可能性がある。そのことを奇貨として、義務者が遺産を乱用することがあった。その結果、被指定者に対象財産が承継されなかったり、義務分権利者に十分な給付がなされなかったりした。そこで、ダゲッソーは、目録の調製を義務づけることによって、かかる問題に対応しようとしたのである。それぞれの内容は次の通りである。

第1に、目録の調製である。目録は、継伝義務者の面前で王の公証人により作成される。その内容は、相続財産に含まれる動産(les meubles et effets mobiliers)の明細とその評価である。第2章の第1条によると、不動産を含む全ての財産の一覧が目録に示されるべきであると思われる

⁽¹⁶⁶⁾ Thévenot d'Essaule [1778], p. 239.

⁽¹⁶⁷⁾ Nov. 1.2.2 に「朕が規定した様式において相続人が目録を調製しないならば、その相続人はファルキディアの四半分を得ることができない。」とされている。当時は、特定物の信託遺贈の場合は、継伝義務者にファルキディアの四半分が留保され、包括財産の信託遺贈の場合は、トレベッリアーヌムの四半分が留保されると考えられていたため、Nov. 1.2.2 は特定物の信託的補充指定の場合に関する規定だと考えられていた(Thévenot d'Essaule [1778], p. 239)。

⁽¹⁶⁸⁾ Augustin [1980], p. 347.

⁽¹⁶⁹⁾ D'Aguesseau [1819-12], p. 589.

⁽¹⁷⁰⁾ D'Aguesseau [1819–12], p. 590.

が、トゥールーズのパルルマンはこれまでの慣行に従い、動産のみを目録に記載するべきこととした。目録の調製を怠った場合、対象財産の占有付与が得られない(第2章、第35条)。

第2に、補充指定に含まれる動産の売却と、売却により得られた金銭、及び、対象財産に含まれる現存金銭の使用である。原則として、動産は売却され、金銭は不動産に替えられなければならない。実際は、債務の弁済や定期金の償還に当該金銭が充てられ、残余の金銭が不動産や不動産定期金の購入に充てられる(第2章、第11条)。そして、購入された不動産や不動産定期金は「物上代位(subrogation réelle)」によって補充指定の対象財産となる。かかる金銭の使用がなされなかった場合の効果であるが、継伝義務者は被指定者に対して賠償の義務を負う(第2章、第15条)。

B. 影響

1747年の王令は、登録されなかった地域も存在するものの(プロヴァンス)、パリのパルルマンにおいては1748年3月27日に、トゥールーズのパルルマンにおいては1749年8月27日に登録された。制定過程におけ

⁽III) 条文上の根拠としては、同王令の第2章、第7条が挙げられる。一部のみを引用すると、「財産目録は、家具、書籍、書画、宝石、什器、車馬およびその他の類似のものの評価を含む。」との規定である。しかし、不動産も目録に含めるべきであるとの批判が存在した(Furgole [1767]、p. 212)。

⁽¹⁷²⁾ Augustin [1980], p. 352.

⁽¹⁷³⁾ 第2章,第15条「補充指定の負担を負う者が利用もしくは再利用をしなかったとき,または右に定める規定を遵守することを怠ったときは,この者は,その自由財産のすべてから,補充指定につきこの者の次階位に指定された者にたいし,全費用および損害賠償を支払う義務を負う。〔以下略〕〕

なお、被指定者の継伝義務者に対する権利を担保するために、被指定者 には継伝義務者の一般財産に対する一般抵当権が与えられている(第2章、 第17条)。

る配慮によるのか否かは明らかではないが、多くのパルルマンで登録されたようである。

それでは、本王令によって、貴族の行動に何らかの変化はあったのだろうか。トゥールーズのパルルマンの構成員の例であるが、本王令の成立直前に段階的補充指定がなされていたことは既に示した。また、本王令が登録された1749年以降においても長期間の段階的補充指定をしようとする者も存在した。しかし、トゥールーズのパルルマンは、最早信託的補充指定の規制に反抗しない。また、1747年王令が示した階位数制限に従う者も多かったようである。

〔段階的補充指定の魅力の減少〕

問題は、そのような行動の理由である。まず、この時期における段階的補充指定の数を確認する。後掲する表 3-1-1 で示す通り、段階的補充指定の数自体、18世紀にはそれほど多くない。もちろん、右表は租税台帳を基礎とした表であって、秘密性を重視する信託的補充指定をどの程度把握しているかは微妙であるが、絶対数がそれほど多くないこと、そして、少なくとも次章で検討する一階位限りの補充指定と比較して利用数が小さいことは読み取りうる。つまり、段階的補充指定に対する階位

⁽¹⁷⁴⁾ Furgole [1767], p. 483.

^{(175) 1747}年5月20日, ガブリエル・ボナヴァンテュル・ドゥジャの遺言 (本章第1節B.2)

⁽¹⁷⁶⁾ Augustin [1980], p. 117.

⁽¹⁷⁾ Augustin [1980], p. 127. トゥールーズのパルルマンが1747年王令に対して従順な態度を見せたことには、既に述べた本王令の起草方法が影響していると思われる。それ以外に、ダゲッソーは本王令がトゥールーズにおいて影響力を持つための工夫を、王令制定後も行っている。例えば、ダゲッソーはトゥールーズの有力な法学者フューゴルを支援し、その支援の下でFurgole [1767] が執筆される。実際、同書は成文法地域における本王令の普及に貢献したと指摘されている(Thézard [1866], p. 56)。

⁽¹⁷⁸⁾ Augustin [1980], p. 115.

数規制は、最早大きな意味を持たなかったのである。

それでは、なぜ、貴族は段階的補充指定を利用しなくなったのか。 Augustin [1980] の分析に従うならば、3つの理由が挙げられる。第1は、(特に補充指定王令制定後は)公示や目録の調製といった手続きが要求されるため、段階的補充指定の魅力が減少したことである。但し、この点は後述することにして、さしあたり次の点に進む。第2に、利益をもたらすような取引に関心が向かうようになり、相続人の自由を拘束する遺言処分の魅力が下がったことが挙げられる。ここでの自由には家産を売却する自由も含まれるわけだが、その根底に3つめの理由がある。それは、家族に対する意識の変化であり、貴族の伝統も重要であるが、家族生活を一層重視し、次の世代のことは次の世代に判断を委ねるという考え方である。

このように、1747年王令が階位数規制をするまでもなく、段階的補充 指定の魅力は相当程度減少していたのである。

[実務に対する本王令の影響力]

他方で、本王令が一定の影響力を有していたことも事実である。本王

⁽¹⁷⁹⁾ 信託的補充指定の設定件数全体は18世紀を通じて若干の変動があるが、 段階的補充指定の設定件数は各期2件程度である。これに対して、返戻負 担付相続人指定(一階位限りの補充指定)は、ほぼ全期にわたり信託的補 充指定の設定件数の過半数を占めている。

⁽¹⁸⁰⁾ Augustin [1980], p. 127 による。

⁽¹⁸¹⁾ 但し、かかる考え方が具体的な行動にどのように表れるかは必ずしも明らかでない。Augustin [1980]、p. 127 には「企業家精神 (esprit d'entreprise)」という語も見出されるが、貴族による商業に対する偏見が根強いこの時期において、商業的な意味合いを強調することは困難である。官職の取得のために土地を手放すことも想定しがたい(ブッシュ [2005]、p. 174。また、Wolff [1942] で論じられるトゥールーズのイザルギエ (Ysalguier) 家においても、官職取得のために積極的に土地を売却する様子は見られない)。この点に留保が必要である。

令が認める頭数 2 階位の補充指定を用いたとしても、段階的補充指定におけるような要求を満たすことはできず、その反面、目録の調製といった煩瑣な手続きが要求されているため、段階的補充指定の魅力がさらに減ったことが指摘されている。また、信託的補充指定の公示も決して好まれていなかったが、債権者への対抗不能という効力を恐れて、公示をなす者も存在した。

しかし、この影響力も過大評価することはできない。なぜなら、公示をなす必要性を見出さない者は、依然として公示をしなかったからである。債権者への対抗不能という効力を恐れたのは、債権者を有する比較的裕福な階層であった。そして、かかる階層の者は、公示をなす際の登録税の支払いにも抵抗はなかった。しかし、債務のない者やそれほどの財産を有しない者は公示をしようとはしなかった。逆に、債権者や第三取得者も王権が用意する公示を全面的には信用しない。慎重な取引相手であれば、売買証書や抵当権設定証書に信託的補充指定が設定されていないことの保証文言を挿入させていたのである。

このように、1747年王令の信託的補充指定を巡る実務に対する影響力は大きくない。しかし、この王令の一部は、1804年の民法典に「許容される補充指定」の規定を設ける際に採用されることとなる。その内容は、第3章で示す。

(補) 信託的補充指定からの控除物

信託的補充指定の対象財産は、原則としてそのままの状態で継伝義務者から被指定者に引き渡される。しかし、信託的補充指定の対象財産から利害関係人のために一定の財産が控除されることがあり、ここではその一部を補足的に採り上げる。

⁽¹⁸²⁾ Augustin [1980], p. 127.

⁽¹⁸³⁾ 以下の記述も含めて、Augustin [1980], pp. 358-359 による。

⁽¹⁸⁴⁾ 本節の記述は、主に Augustin [1980], pp. 397 et s. に依拠している。

表 3-1-1. トゥールーズにおける補充指定の件数

年	死因処分	信託的	段階的	返戻負担付	簡略的	相互的	不明
	a	補充指定	補充指定	相続人指定	補充指定	補充指定	g
		b	С	d	е	f	
1719-20	223	64	2	46	14	2	ı
1724-25	210	81	3	50	19	6	3
1729-30	332	85	2	56	22	4	1
1734-35	321	78	1	50	22	4	1
1739-40	286	71	2	50	9	8	2
1744-45	274	51	2	31	7	6	5
1749-50	449	74	2	48	17	7	-
1754-55	361	65	-	35	21	6	3
1759-60	327	46	4	24	13	2	3
1764-65	322	41	2	26	11	2	-
1769-70	418	49	1	19	20	8	1
1774-75	440	60	-	33	18	6	3
1779-80	414	47	1	20	14	10	2
1784-85	419	58	4	19	25	9	1
1789-90	453	59	1	26	17	11	4

本表は租税登録台帳に公証人証書で補完したものである。なお、b=c+d+e+f+gである。

第1に,義務分を検討する。本章で挙げた段階的補充指定においては、一般に長男が優先的に取り扱われていた。複数の子の内1人のみを相続人にすると、他の子には全く相続財産が与えられない可能性がある。とりわけ、相続財産に含まれる不動産がその生活を支えていたならば、相続財産の剥奪は生命の問題に直結する。そこで、補充指定財産の一定部分が義務分として次子以下に与えられるのである。

次に、2において、トレベッリアーヌムの四半分という継伝義務者の取り分の概要を述べる。トレベッリアーヌムの四半分を検討する理由は、

⁽¹⁸⁵⁾ Augustin [1980], p. 137.

⁽¹⁸⁶⁾ 信託的補充指定の対象財産から控除されるものにつき、本文で挙げたもの以外のものについて簡単に示す。

その登場の背景(第1編第1章第2節Aを参照)にも表れているように、 信託的補充指定に実効性を付与する手段として言及する機会が多いから である。

1. 義務分

[義務分の意義]

(187)

義務分 (légitime) とは、死者の財産の一定割合を近親者に保障する

1つめは、嫁資の確保のための補充抵当権である(Augustin [1980]、pp. 400 et s. を参照)。これが問題となるのは、次のような事例である。補充指定者Aが自らの子の1人B男を義務者とし、Bに妻Fがいるとする。Aの死亡により対象財産がBの手元に渡り、その後、BがFを遺して死亡したとする。この場合、Fは夫婦財産の清算として例えば嫁資を取り戻すことができ、その取り戻しを確保するために、Fには他の債権者に優先する黙示的抵当権が認められている。元々アッシデュイス法(C. 8, 17(18)、12)によって認められた補充抵当権は、補充指定の存在を前提としていなかったが、パルルマンの判例上、負担のない財産が十分存在しない場合に限って、補充指定の対象財産に対してもその行使が認められた。さらには、パルルマンの判例が蓄積されたこともあって、1747年王令も補充抵当権に関する規定を設けている(第1章の44条から54条)。

2つめは、恩恵的義務分(légitime de grâce)である(Augustin [1980], pp. 406 et s. を参照。さらに、Boissonade [1873], nos 317 et s., pp. 314 et s. も参考にしている)。これは継伝義務者の子の保護手段である。義務者の死亡時において、その財産の大半が対象財産であった場合、継伝義務者の子は被指定者にならない限り、対象財産に一切の権利を有しない。なぜなら、対象財産は遺言人から被指定者に直接承継されるのであり、継伝義務者の財産として扱われないため、義務者の死亡時においても、対象財産は義務者の相続財産に含まれないからである。しかし、それでは、義務者の子の内、被指定者にならなかった者に酷であるため、成文法地域のパルルマン判例により、被指定者にならなかった子にも対象財産の一部が割り当てられることになった。これが恩恵的義務分であり、その割合は義務分の2分の1である。

さて、前者は1747年の王令に採り上げられたとはいえ、後の運用例は多くなく、後者もそれほど使われなかった上、1747年の王令にも採り上げられていない。そのため、注で触れるに止めた。

ものであって、被相続人のなした遺言処分や生前贈与に対する減殺が認められていた。義務分権利者は、直系卑属(婚内子のみ)、直系尊属、同父の兄弟姉妹であり、直系尊属と兄弟姉妹が義務分権利者となるのは、直系卑属が存在しない場合に限られる。その割合は、直系卑属について、子が4人以下の場合は被相続人の財産の3分の1であり、子が5人以上の場合は被相続人の財産の2分の1である。このとき、財産の区別(例えば、特有財産(propre)、後得財産(acquêt)、動産)によって扱いを変えることはない。

その効果であるが、まず、義務分権利者が正当な理由なく遺言から脱漏し、相続人に指定されていない場合はそもそも遺言自体が無効となる。しかし、義務分権利者が遺言で相続人に指定されているものの、その持分が不十分である場合は、遺言の効力に影響はなく、義務分補充の訴を提起することができるのみであった。また、義務分には、補充指定を含めいかなる負担もかけることができない。

〔義務分確保の一例〕

以上の概観を前提にして、補充指定がなされた場合における義務分保護のあり方を1つの例に基づいて検討する。問題となる例は次の通りで(回) ある。1752年4月に死亡したA(侯爵)には、子が4人おり(3人が男

⁽¹⁸⁷⁾ 概念上の混乱から「ファルキディア (falcidie)」と呼ばれることもあった (Lévy=Castaldo [2010], nº 963, p. 1345)。ファルキディアの四半分については, 既に第1編第1章第2節Aで触れた。

⁽¹⁸⁸⁾ 新勅法集成18号1章による (Augustin [1980], p. 406も参照)。

⁽¹⁸⁹⁾ 以上の記述は、主に、西希代子 [2006-3], p. 2549, Lévy=Castaldo [2010], nos 963 et s., pp. 1345 et s. に依拠している。

⁽¹⁹⁰⁾ 以上の記述は、主に、西希代子 [2006-3], p. 2550, Lévy=Castaldo [2010], n° 964, p. 1347 に依拠している。

⁽¹⁹¹⁾ Thévenot d'Essaule [1778], nº 134, p. 54. 次章で検討する恩恵的補充 指定は、その例外であって、義務分も補充指定に含めることができた。

⁽¹⁹²⁾ Augustin [1980], pp. 397 et s. による。

B1, B2, B3で, 1人が女 B4), B1が被指定相続人である。Aの遺産は,土地建物等を合わせて325,000リーヴルである。Aは,遺産に含まれる土地に補充指定を設定し,さらに,譲渡禁止の定めをしていた。

かかる事例において、義務分は相続財産の積極財産を基準に算出されるため、上記の合計額から負債が控除される。本事例では、B3 に対する遺贈(25,000リーヴル)と相続債務(52,000リーヴル)が存在するため、77,000リーヴルを控除した248,000リーヴルが義務分算定の基礎となる。本事例では子が4人いるため、1/3の義務分が4等分されるため、B1~B4の義務分はそれぞれ約2066リーヴルとなる。この義務分はどのようにして実現されるのか。この事例では、B1が単独の相続人であるため、B1がB2、B3、B4に対する義務分相当の財産をどのように確保するかが問題となった。

義務分にはいかなる負担もかけることができないため、補充指定の目的となり、譲渡禁止の指定を受けた財産は、そのままでは義務分の目的とすることができない。しかしながら、Aの遺言によって遺産に含まれる土地の譲渡が禁じられているため、B1 はその趣旨を尊重して、対象財産に含まれる不動産を売却しなかった。そこで、B1 は借り入れを行い、B2~B4 への義務分を確保したのである。このように、相続人は、あえて信託的補充指定を減殺しないのであれば、義務分を確保するために、補充指定の負担のかかっていない自由財産を用意したり、第三者から借り入れたりする必要があったのである。

〔次子以下の境遇〕

しかしながら,義務分権利者は義務分を常に確保できたわけではない。(I)(3)なぜなら,一方で,義務分を要求すること自体が「家族に迷惑をかける」

⁽¹⁹³⁾ 以下では具体的な金額につき、端数を切り捨てる等適宜原文を改めている。

⁽¹⁹⁴⁾ Augustin [1980], p. 435.

ことであると考えられていたからである。また他方で、積極的に義務分確保に乗り出そうとしても、そもそも、相続人(上記の例のB1)が十分な金銭を準備できない可能性もあったからである。

そうなると、次子以下の者は、相続人と生活を共にするか、その家から離れた上で、修道院に入ったり、軍務に赴いたり、時代によってはアメリカ大陸の植民地に活路を見出したりする以外に道はない。いずれにせよ、生活の基盤を形成するのは困難である。その結果、男子であれば困窮故に、女子であれば嫁資を準備できないが故に独身生活を強いられる。このように、次子にとって問題なのは長子制であって信託的補充指定ではない。しかし、長子制と結びついた信託的補充指定こそが以後非難の的となる。

さて、義務分は、遺言人の死亡時に義務分権利者によって主張される。 したがって、義務分が主張される限りにおいて信託的補充指定が切り崩 される可能性があるのだが、それ以外にも、信託的補充指定を切り崩す ものが存在した。その1つとして、次にトレベッリアーヌムの四半分を 検討する。

2. トレベッリアーヌムの四半分

まず、トレベッリアーヌムの四半分の意義の確認から始める。信託的 補充指定の対象財産は処分することができないため、一生涯保存した後 はその財産を被指定者に与えなければならない。しかし、被相続人の債

⁽¹⁹⁵⁾ Augustin [1980], p. 436.

⁽¹⁹⁶⁾ 貴族層は流出が多くないため、貧困貴族の割合が高まることは既に述べた。ところで、本文で述べた通り、長子制に貧困貴族増加のもう一つの原因を見出すことができる。つまり、長男に相続財産が集中し、次子以下に財産が振り向けられない結果、必然的に次子以下は貧困貴族にならざるを得ないのである(ブッシュ [2005], p. 146)。

⁽¹⁹⁷⁾ Augustin [1980], p. 436.

⁽¹⁹⁸⁾ 全般的な説明としては, Augustin [1980], pp. 408 et s. を参照。

務だけ承継して積極財産で清算することができない場合など、継伝義務者となるべき者が相続の承認を拒否し、信託的補充指定が機能しないことがあり得る。そこで、相続人たる義務者に対象財産の四半分を、負担のない状態で割り当てるのが、このトレベッリアーヌムの四半分である。その起源は前述した通りローマ法における信託遺贈の運用に求められるが、その成り立ちは非常に複雑であった(第1編第1章第2節A)。とはいえ、ここでは義務者に対する割り当ての部分に対象を絞り、その概要を示す。

「トレベッリアーヌムの四半分を取得するための要件」

まず、トレベッリアーヌムの四半分を主張できる者は、相続人に指定され、包括相続財産の返戻負担を負う者である。したがって、特定財産の信託的補充指定の場合等はトレベッリアーヌムの四半分を主張することができない。次に、地域によっては、財産目録の作成が要求される。これは、ユースティニアーヌス帝法(新勅法集成第1号第2章第2節)が、ファルキディアの四半分を保持するために目録の調製を要求していたことを根拠としており、成文法地域の内、パリのパルルマンの管轄下

⁽¹⁹⁹⁾ トレベッリアーヌムの四半分を主張できるのは、包括財産の相続人だけであって、生前贈与や死因贈与の受贈者、遺贈の受遺者、特定動産について返戻の義務を負う相続人は、トレベッリアーヌムの四半分を主張することができない(Augustin [1980]、pp. 409-410)。他にも、夫婦財産契約に伴う補充指定の場合(但し、当時の学説上争いあり)、信仰目的の補充指定の場合(その根拠については、Petitjean [1975]、pp. 400 et s. が詳しい)は取得が認められず、さらに、受託相続人(héritier fiduciaire)や被指定者(次の階位の被指定者のために継伝義務者となる場合も含む)にも取得が認められなかった(Augustin [1980]、p. 410)。

⁽²⁰⁰⁾ 注(167)を参照。

⁽²⁰¹⁾ 但し,ファルキディアの四半分に関する同法文をトレベッリアーヌムの四半分にも適用することの可否については議論があった (Petitjean [1975], pp. 403 et s.)。

では財産目録の調製が要求された。しかし、トゥールーズのパルルマンでは、ファルキディアの四半分の確保のためには必要だが、トレベッリアーヌムの四半分の確保のためには不要とされている。

「控除禁止条項〕

しかし、実際は、トレベッリアーヌムの四半分を取得できないことの方が多く、むしろ、取得できる場合は例外であったと言われている。なぜなら、この四半分は相続人に対象財産を受け取らせるための手段であったため、遺言者はこの四半分の控除を禁止することもできたからである。実際、大半の補充指定にはこの禁止条項が付されていた。しかも、トレベッリアーヌムの四半分の取得を禁じるためには、子が継伝義務者である場合ならば、その禁止を明示しなければならないけれども、それ以外の者が継伝義務者である場合であれば、禁止する意思が黙示的に認定されれば十分であると考えられていた。

第1章のまとめ

本章では、段階的補充指定(長期間の信託的補充指定)を検討した。 第1節では、段階的補充指定の利用法とその問題点を示した。基本的に、 貴族を中心とする富裕層が、土地を一族の中に留めておくために利用しており、通常は、長子を優遇する条項を伴う。しかし、次の問題が指摘されていた。第1に、段階的補充指定によって財産が長期間処分不能となることから生じる問題である。まず、財産の改良の妨げになる。次に、

⁽²⁰²⁾ その目的は、保持できる部分と返戻すべき部分とを明確にするためである (Domat [1697], p. 771)。

⁽²⁰³⁾ Augustin [1980], p. 412.

⁽²⁰⁴⁾ 例えば, Domat [1697], p. 769 を参照。但し, この帰結にたどりつくまでには激しい議論があったことが指摘されている (Petitjean [1975], pp. 405 et s.)。

⁽²⁰⁵⁾ Augustin [1980], p. 411.

金銭が必要になったとしても、土地を売却することができない。更に、 段階的補充指定が長子権と結びつくと、次子以下の生存は義務分によっ て確保することになるが、長子に十分な金銭がないと義務分の確保は難 しい(「(補)信託的補充指定からの控除物」も参照)。第2に、適切な 公示手段がないと、対象財産の第三取得者や債権者が害される。第3に、 遺言の内容が不分明な場合や対象財産の範囲が曖昧な場合、継伝義務者 と被指定者との間で紛争が生じる。そして、紛争が生じた場合、裁判所 が公正な判断を下さない場合がある。

第2節では、このような問題に対する立法上の対策を検討した。代表的なものを挙げよう。第1に、長期間の処分不能状態を解消するために、階位数の制限が設けられた(オルレアンの王令、ムーランの王令、ダゲッソーの補充指定王令)。第2に、対象財産と利害関係を持ちうる者のために、公示手段が設けられた(ムーランの王令、ダゲッソーの補充指定王令)。第3に、対象財産の範囲を明らかにするため、目録の調製が義務づけられると共に、継伝義務者に対し諸々の義務が課せられた(ダゲッソーの補充指定王令)。

しかし、ダゲッソーの補充指定王令よりも前の規制(オルレアンの王令、ムーランの王令)は遵守されず、パルルマンがその抵抗を支援していた。そのため、ブルジョワは、段階的補充指定の使用者たる貴族と取引する際、そのリスクを考慮に入れなければならなかった。しかも、信託的補充指定は長子権と結びつくことで次子に多大な犠牲を強いた。かかる状況が、フランス革命期における、信託的補充指定に対する否定的な評価につながる。

さて、段階的補充指定に対する規制は、十分な影響力を持たなかった ものの、段階的補充指定の数自体は減少傾向にある。実際、ダゲッソー の補充指定王令による規制は、制定前の入念な準備にも拘わらず空振り に終わる。そもそも、段階的補充指定に対する需要が減少しており、土 地を一族のために保存するよりも、近親者を保護することに関心が移行

する。それに合わせて、信託的補充指定も1階位限りのものが頻繁に利用されるようになった。かくして、次章の素材は、「一階位限りの補充指定」である。

本号掲載分の主な引用文献

- * D'Aguesseau [1819-1, 9, 12]: Oeuvres complètes du Chancelier D'Aguesseau, nouvelle édition, augmentée de pièces échappées aux premiers éditeurs, et d'un discours prériminaire par M. Pardessus, tome 1, 9 et 12, Paris, 1819.
- * 有地亨[1966]: 有地亨『家族制度研究序説』(法律文化社, 1966年)
- * Aubert de La Chesnaye Des Bois [1778]: Aubert de La Chesnaye Des Bois, Dictionnaire de la noblesse: contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de France. Tome 12, 2e éd., Paris, 1778.
- * Augustin [1980]: J.-M. Augustin, famille et société, Les substitutions fidéicommissaires à Toulouse et en Haut-Languedoc au XVIIIe siècle, Préface de J. Hilaire, PUF, 1980.
- * Bérenger fils [1810], Corps de droit civil romain en latin et en français, tome 14, Les novelles de l'empereur justinien, traduites en français par Alphonse Bérenger fils, tome 2, suivies des nouvelles constitutions de l'empereur Léon Auguste, 1810, réimpression de l'édition de Metz 1810–1811, Scientia Verlag Aalen, 1979.
- * ブロック [1995]:マルク・ブロック(堀米庸三監訳)『封建社会』(岩波 書店,1995年)
- * Boissonade [1873]: G. Boissonade, Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique, Paris, 1873.
- * ブッシュ [2005]:マイケル・L・ブッシュ (永井三明監訳, 和栗了・和 栗珠里訳)『貧乏貴族と金持貴族』(刀水書房, 2005年)
- * Caillemer [1904]: E. Caillemer, «Des Régistances que les Parlements opposèrent, à la fin du XVIe siècle, à quelques Essais d'unification du Droit civil», *Le Code Civil 1804-1904 Livre du Centenaire*, tome 2, Rousseau, 1904, pp. 1077 et s.
- * カバラル=田中実 [1999]: オスワルド・カバラル=田中実「補充指定と信託遺贈をめぐるアルチャートの遺言」南山法学23巻 1・2 号422頁以下 (1999年)
- * Castaldo [1997]: A. Castaldo, «Les majorats napoléoniens», Revue de la recherche juridique, 1997, pp. 479 et s.

- * Chénon [1929]: É. Chénon, Histoire générale du droit français public et privé des origines à 1818, tome 2. Recueil Sirey, 1929.
- * 千葉治男 [1956]: 千葉治男「フランス絶対王政期の官職保有者層」西洋 史研究復刊 2 号12頁 (1956年)
- * Domat [1697]: J. Domat, Les loix civiles dans leur ordre naturel. 2e éd., tome 3, Paris. 1697.
- * 福井憲彦 [2001]:福井憲彦編『新版世界各国史12 フランス史』(山川出版社,2001年)
- * Furgole [1767]: J.-B. Furgole, Commentaire de l'ordonnance de Louis XV sur les substitutions du mois d'Août 1747, Paris, 1767.
- * 塙陽子 [1993]: 塙陽子 「ルイ15世統一民事三王令訳」 塙陽子 『家族法の 諸問題 (下)』 (信山社, 1993年) 499頁以下
- * 池田恒男 [1979-1, 2]:池田恒男「フランス抵当権改革前史(一)(二) 一共通慣習法における土地の交換価値把握の過程と形態について」社会科 学研究30巻5号1頁以下、31巻2号130頁以下(1979年)
- * 石綿はる美 $[2014-1\sim7]$:「遺言における受遺者の処分権の制限—相続の秩序と物権の理念 $(1)\sim(7\cdot完)$ 」法学協会雑誌131巻 2 号277 頁以下,同 3 号553 頁以下,同 4 号833 頁以下,同 5 号937 頁以下,同 7 号1362 頁以下,同 8 号1475 頁以下,同 9 号1685 頁以下(2014年)
- * 金山直樹 [1989]:金山直樹 「ポティエの法律学」 姫路法学 3 号117頁以下 (1989年)
- * 勝田有恒他 [2008]:勝田有恒=山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法 学者たち―グラーティアヌスからカール・シュミットまで―』(ミネルヴァ 書房、2008年)
- * 北村一郎 [2006]:北村一郎「作品としてのフランス民法典」北村一郎編『フランス民法典の200年』(有斐閣, 2006年)1頁以下
- * ルブラン [2001]: フランソワ・ルブラン (藤田苑子訳)『アンシアン・レジーム期の結婚生活』(慶應義塾大学出版会, 2001年)
- * Lepointe [1958]: G. Lepointe, Droit romain et Ancien droit français, régimes matrimoniaux, libéralités, successions, Montchrestien, 1958.
- * Lévy=Castaldo [2010]: J.-Ph. Lévy, A. Castaldo, *Histoire du droit civil*, Dalloz, 2^e éd., 2010.
- * Lokin [1999]: J.-H.-A. Lokin, «Ad Novellam 159», Novella Constitutio, Studies in honour of Nicolaas van der Wal, Subseciva Groningana IV, Groningen, 1999, pp. 131–150.
- * ロキン [2006]: J. H. A. ロキン (五十君麻里子訳)「ギリシア語ハ読マレ ザルニアラズ? 新勅法159号とヴュルテンベルグ対オレンジ公ウィリア

- ム事件(1544年-1666年)」法政研究73巻3号535頁以下(2006年)
- * マルタン [1986]: Fr. オリヴィエ―マルタン(塙浩訳)『フランス法制史 概説』(創文社, 1986年)
- * 宮崎揚弘 [1994]:宮崎揚弘『フランスの法服貴族―18世紀トゥルーズの 社会史―』(同文舘出版, 1994年)
- * 宮崎揚弘 [2009]:宮崎揚弘『災害都市,トゥルーズ―17世紀フランスの 地方名望家政治』(岩波書店,2009年)
- * 森村敏己 [2004]: 森村敏己「アンシャン・レジームにおける貴族と商業 一商人貴族論争 (1756~1759) をめぐって―」一橋大学社会科学古典資料 センター Study Series, 52号 (2004年)
- * 西希代子 [2006-1~3], 西希代子 [2007-4~9], 西希代子 [2008-10]: 西 希代子「遺留分制度の再検討 (1)~(10・完)」法学協会雑誌123巻9号 1703頁以下, 10号1945頁以下, 12号2543頁以下 (2006年), 同124巻4号 817頁以下, 6号1257頁以下, 7号1513頁以下, 8号1775頁以下, 9号 2057頁以下, 10号2309頁以下 (2007年), 同125巻6号1302頁以下 (2008年)
- * 野田良之 [1970]:野田良之『フランス法概説上巻 [再版]』(有斐閣, 1970年)
- * Ourliac=Gazzaniga [1985]: P. Ourliac, J.-L. Gazzaniga, Histoire du droit privé français de l'An mil au Code civil, Albin Michel, 1985.
- * Petitjean [1975]: M. Petitjean, Essai sur l'histoire des substitutions, du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale, Centre de Recherches Historiques, 1975.
- * Planiol=Ripert [1957]: M. Planiol, G. Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, 2^e éd., tome V, Donations et testaments, par A. Trasbot et Y. Loussouarn, LGDJ, 1957.
- * Pothier [1821]: Oeuvres complètes de Pothier, nouvelle édition, tome 20, Paris, 1821.
- * Ricard [1713]: J. M. Ricard, *Traité des donations entre-vifs et testamentaires*, Paris, 1713.
- * スタイン [2003]: ピーター・スタイン (屋敷二郎監訳) 『ローマ法とヨーロッパ』 (ミネルヴァ書房, 2003年)
- * 鈴木教司 [2005]: 鈴木教司『フランス旧制度の司法―司法官職と売官制 ―』(成文堂, 2005年)
- * Thévenot d'Essaule [1778]: Thévenot d'Essaule de Savigny, *Traité des substitutions fidéicommissaires contenant toutes les connaissances essentielles selon le droit romain et le droit françois, avec des notes sur l'ordonnance de 1747*, Paris, 1778.

- * Thézard [1866]: L. Thézard, «De l'influence des travaux de Pothier et du chancelier d'Aguesseau sur le droit civil moderne», Revue historique de droit français et étranger, tome 12, pp. 5 et s., pp. 229 et s., 1866.
- * Viollet [1905]: P. Viollet, Histoire du droit civil français, accompagnée de notions de droit canonique et d'indications bibliographiques, 3^e éd., Paris, 1905, réimpression, Aalen: Scientia, 1966.
- * Wolff [1942]: Ph. Wolff, «Une famille, du XIIIe au XVIe siècle: Les Ysalguier de Toulouse», Mélanges d'histoire sociale, 1942, pp. 35 et s.
- * 山口俊夫 [1976]:山口俊夫「フランス法学」碧海純一=伊藤正己=村上淳一編『法学史』(東京大学出版会,1976年)175頁以下

以下の文献は、筆頭の語に巻号を付して引用する。

- * Isambert : Isambert, Decrusy, Taillandier, Recueil générale des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusau'à la révolution de 1789, 29 vol., Paris, 1822-1833.
- * Néron=Girard: P. Néron, E. Girard, Recueil d'édits et d'ordonnances royaux, Paris, 1720.
- * Recueil des questions: Recueil des questions de jurisprudence proposées par M. D'Aguesseau, chancellier de France à tous les Parlemens du Royaume, nouvelle édition, Imprimerie de Jean Girard, 1749.
 - *本稿の一部は、科学研究費補助金 (研究活動スタート支援―課題番号 22830017) の助成によるものである。

(未完)